

教 育 民 生 委 員 会 記 録

日 時	令和4年6月20日（月） 午後 1時 0分～午後 1時58分 午後 2時04分～午後 3時00分 午後 3時05分～午後 4時15分
場 所	第2，第3委員会室
出席委員	◎塚本竜太郎 ○福元 愛 小川百合子 後藤浩一郎 末永 康文 浜田智香子 日暮 栄治 武藤美津江 矢澤 英雄
委員外出席者	なし
欠席議員	なし
説明のため出席した者	副市長（加藤雅美） 保健福祉部長（高橋裕之）保健福祉部理事（吉田みどり） 保健福祉部理事（小倉孝之）高齢者支援課長（宮本さなえ） 法人指導課長（渡邊浩司）障害福祉課長（渡辺清一） 生活支援課長（矢部裕美子） 保健所長（依田紀彦）保健所理事（沖本由季） こども部長（高木絹代） こども部次長（兼）こども福祉課長（込山浩良） 教育長（田牧 徹） 生涯学習部長（宮島浩二） 学校教育部長（三浦邦彦）学校教育部理事（原田明廣） 学校教育部次長（兼）学校教育課長（松澤 元） 学校教育部次長（兼）学校保健課長（中村泰幸） 教職員課長（福島紀和）教育施設課長（古谷正人） その他関係職員

午後 1時開会

○委員長 ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には、当委員会室に傍聴者全員が入ることができません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることといたします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付しました審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分ごとの質疑が終了した後、議案は1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部にお願い申し上げます。執行部は、答弁に当たり挙手するとともに、委員長と発言し、委員長から発言の許可を得た後、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねて委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。

最後に、本日は前の窓と委員会室の後ろのドアを常に開放しておくようにいたします。また、定期的に休憩を入れ、換気を行いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって質疑を行う際には、くれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。

まず、議案第1区分、議案第4号、専決処分について（令和4年度柏市一般会計補正予算について）、議案第5号、令和4年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について、議案第6号、令和4年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算についての3議案を一括して議題といたします。

本3議案について質疑があれば、これを許します。

○浜田 よろしく申し上げます。まず、補正予算から生活困窮者に対する衛生

用品の給付についてお伺いします。まず、ちょっと基本的なところから、衛生用品の内容についてお知らせください。

○生活支援課長 内容としましては、不織布マスクと除菌ウエットティッシュ、ハンドソープまたは無添加石けんとなっております。以上です。

○浜田 配布をする対象について生活困窮者の特定方法というか選定方法というか、それとあとは……それでじゃ1問でひとまずお願いします。

○生活支援課長 対象者といたしましては、現在生活保護を受けていらっしゃる生活保護の受給者の方、また生活保護の新規の相談の方、あとは困窮者の相談の方となっております。以上です。

○浜田 こちらは今回で地方創生臨時交付金なんですけど、単発での実施とするのか、それともこの後また新たにそういった方が出てくるのが予想されるんですけども、継続的にまたちょっと考えておられるのかというところはいかがでしょうか。

○生活支援課長 現在この時期にマスクという話なんですけれども、日常生活を多少圧迫している中で、どうしても生活衛生品のほうは後回しになってしまうところがありまして、今回衛生用品を上げさせていただいたところなんですけれども、一応今回半年間を目安に、新しく相談に来られた方ということでやらせていただくような形で、今回に関しましては単発ということで今考えております。以上です。

○浜田 分かりました。事業計画、次の地方創生臨時交付金の事業計画がたしか7月29日だったかなと思うんですけど、ちょっとその状況も踏まえて検討するか、しないかというところで、引き続きやっていただきたいなと思います。ただ、効果的な配布をしていただきたいのと、中身のほうもしっかりとニーズを吸い上げていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○生活支援課長 どうもありがとうございます。現在いろいろ交付金の困窮者への支援検討したんですけども、窓口ですとか相談員の中で、やはりなかなか食料品とか衣類とかは御本人方の好みとかありまして難しいというところでありまして、今回衛生用品ということで対応させていただき、皆さんの声をきちんと聞きながら今後のコロナの感染状況等も把握しつつ、何が不足しているかを検討していきたいなと思います。以上です。

○浜田 マスクは、これからちょっと外していいのかどうかというところにもなってきますし、その辺りもちょっと様子を見ながら、マスクが大量に余るとか、そういったことはないと思いますけども、ないような予算の執行をしていただきたいなと思っています。以上です。あとは、ごめんなさい、以上ってこちらの質問は以上です。

引き続きまして、学校給食費の補助なんですけど、こちらは物価の高騰によるものということで、この情勢ですから、社会情勢ですから今後また長引くことが予想されるんですけども、例えば年度途中でさらに上乘せとか、そういったことになるおそれもあったり、そういったこともあって保護者の負担が増えることになるのか、

それとも公費による負担に抑えていく方向でいるのか、そちらをお示してください。

○次長兼学校保健課長 現在のところ、まだその辺の見通しというのは定かではないんですが、今回は財源もあるということで、速やかにこういう実施のほうことができました。ただ、年度途中でということもありますので、その辺は財政当局とも相談しながら、引き続きその対応が必要かどうかというのは検討していきたいというふうには考えております。以上です。

○浜田 例えばこれは自校式の分だと思うんですけども、そもそも自校式の給食費とセンター式の給食費ってそもそも違うというところで、センター給食との1食当たりの給食費の差が広がる可能性もあるかなというのは思っているんですけど、そういうところの懸念はないんでしょうかね。

○次長兼学校保健課長 現時点では、その辺で今回の高騰によって格差が出ないようにという形で、それぞれの単価に合わせて給食費の支援というものはしていきたいというふうに考えております。以上です。

○浜田 これ多分食材の仕入れにかなり影響してくるし、例えばですけど、冷凍食品とかを使用せざるを得ないという状態になる可能性もあると思うんですけども、地元の事業者さんへの影響だとかというのはいかがですか。

○次長兼学校保健課長 現在の見立てとしましては、今回約1割程度ということで全体の額、補正しております。現時点では上がっているものもあれば、下がっているものというんですか、米なんかは需要が逆になってということもありますので、そういった意味では現時点ではこれの中で特に冷凍食品に行くだとか何とかじゃなくて、これまでの給食の質を維持できるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○浜田 例えば食用油だとかは、もう断続的にこれ値上がりしているわけだし、あと小麦なんかも高くなる一方ですよ。そういう中で、例えばですけど、揚げ物のメニューとか、そういったものも減らすとか、そういうメニュー内容にも影響が出てくるかなと、このどんどん高騰していく中で、なのでそういうことがないように配慮しながら、公費負担の割合どうするのかということを考えていかないといけないかなと思います。そういうことはいかがですかね。

○次長兼学校保健課長 今委員が心配されている部分ですね、実際にこの前半についてはまだ給食費の補正して、支援しておりませんので、やっぱり揚げ物の回数を減らしたりとかという工夫をしております。ただ、今回補正をすること、支援することによって、その辺は従来どおりの回数ができるのではないかなと思っています。また、これからなんですけれども、基本的には今回の内容というのは給食の質を保護者負担なくということですので、その考えの下、必要な支援というものを引き続き検討していきたいというふうには考えております。

○浜田 質と量のバランスとその価格の兼ね合い、非常に難しいと思っていて、質がよくなればやっぱりそこはもう価格は上がる可能性が高いわけで、そうすると公費負担はどうしようという話になると思うので、今回の地方創生臨時交付金の趣旨

としては、その高騰によるものということで通達来ていますから、そういったことの趣旨として、計画として出せたというところもあると思うんですけど、今後財源としてどこから取っていくのかということも結構課題になってくるのかなと、長引くに従って思っているんですけども、そちらはいかがお考えですか。

○次長兼学校保健課長 まず、給食費につきましては、柏の場合は平成21年から据え置いてきているという状況があります。その間に、今回の物価だけではなくて消費税のほうも変わりましたし、その中では実際今だったら21年当時と比べてどれぐらい負担が増えているのかということをしかりとこの後調べていかなければいけないかなと思っています。その上で、その負担を本来食材費というのは保護者負担にはなるんですが、こういった経済的に悪化している状況の中で、それを保護者に転嫁できるのか、もしくは公費で少し面倒見ていくのかということを検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。

○浜田 給食の無償化だとか、そういう話もある中で、その辺の公費でどれだけ負担するのか、保護者に影響が行くのか、そういったところの検討、非常に難しいところだと思いますが、でき得るなら保護者に負担がなるべくしわ寄せが行き過ぎないようなやり方で、理想かもしれないですけど、その子供たちのカロリーを減らさないようにするというところ、そこが一番大事だと思いますが、そこを考えて頑張っていてちょっと検討していただければなと思います。ありがとうございます。

続きまして、福祉施設への衛生用品の配布ですけれども、これすみません、基本的なことですけれども、同一数配布するのか、それとも施設ごとのニーズをきちっと吸い上げて、それによって配布をされるのか、いかがでしょうか。

○法人指導課長 施設ごとのニーズにつきましては、今各調査を行っているところでありますが、昨年度令和2年度、3年度に厚生労働省から無償でマスクや手袋等の物品の配布がありまして、それを配布してきた中では、基本的にはその施設で差をつけずに、一律でやってきたという経過がございます。現在基本的には施設ごとに同じ数を配布するというところで、現在考えておりますけれども、ただその要望も聞きまして、必要があれば若干の差をつけていくということも考えながら、配布に当たっていきたいと考えております。以上です。

○浜田 もう既に検討されているところ、大変恐縮ですが、やはり効果的に配布するのに余剰分があるところは回していくとか、そういったところがやはり適正な予算の執行だと思うので、その辺りちょっとやっていただきたいなと思ってお伺いしました。ありがとうございます。

あと引き続きですが、公共施設のWi-Fi環境整備ですが、拡大のこれ事業なんですけれども、どういう利用目的での拡大なんでしょうか。

○高齢者支援課長 今回Wi-Fi整備をしますのが、高齢者福祉施設であります老人福祉センター3館でございます。この3館は、60歳以上の高齢者が、健康相談とか、そういうことに乗ったり、あるいは余暇活動などをして健康を維持していただくための施設となっておりますので、誰でも市民の方でしたら会員登録して自由に御

利用いただける施設なんですけれども、そこでいろんな講座も開催しておりますので、Wi-Fi環境を整備することで高齢者向けにICTの講座を開くことが可能となりますので、新型コロナで大分高齢者もネットでいろいろ、例えばワクチン接種申込みとか、いろんなコロナの情報を入手するとか、インターネットを利用することが高齢者の生活に資するということで、できるだけ高齢者の方にもITに親しんでいただいて、御利用いただけるような講座を開催したり、あるいはその中でタブレットを今回購入させていただき予算も計上しているんですが、そのタブレットを使って講座や、あるいはその施設の中でタブレットを自由に使ったりして慣れ親しんでいただいて、御自分で御自宅でも使っていただいたりというようなことができればというふうに考えております。以上です。

○**浜田** 分かりました。ありがとうございます。あと最後の学校給食センターに関しても、先ほど学校給食費について申し上げたこととまた同様になりますので伺いはしませんが、保護者への配慮などと併せて、栄養面からも併せて、ぜひ適正に執行していただければと思います。以上です。

○**矢澤** それでは、お願いします。補正予算の学校給食費の補助について伺います。食材の高騰というのは、今じゃなくて、しばらく前から起こっていたことであって、4月からこの6月の学校の給食の状況、これどんな状況か教育委員会は各学校の聞き取りというのは行ったんでしょうか。

○**次長兼学校保健課長** 今回給食費の支援といいますか補填するに当たりまして、各学校現場のほうにはその補正の要求に当たりまして聞き取りのほうをしております。その中では、この高騰の影響をどのように感じているのかという、その感覚的なものと、どういった工夫をして今やりくりしているのかといったような点について確認をしております。以上です。

○**矢澤** 今の影響とか工夫についての聞き取りだと、調べたというふうなことだったんですけども、これは言葉での聞き取りとかアンケートとか、どんな形でやったんでしょうか。

○**次長兼学校保健課長** 実際には、学校のほうに教育委員会からのメールを通じまして、アンケートという形で聞き取っております。以上です。

○**矢澤** では、実際には高くなっていることは事実なんですけども、じゃさっき言った工夫って言いましたけども、各学校では食材高騰に対して具体的にどんな形で対応してきたんでしょうか。

○**次長兼学校保健課長** そのときの聞き取り内容、アンケートの内容から幾つか申し上げますと、揚げ物の回数を減らすというようなことであったり、単価の高いお魚は結構金額的に高いものがありますので、そういったものは価格の安い魚に代える、またはフルーツなどであればカットの数を増やして、ちょっと一口当たりと申しますか、1人分が少し小さくなるというような工夫をしております。また、デザート回数が減るといったようなことで内容のほうを組み合わせやっております。ただ、先ほど浜田委員からもありましたように、給食のほうは1食当たりの栄養価

というのが決められていますので、そういったただ単に少なくなるから栄養価が下がるのではなくて、ほかのもので栄養を補うような形で、全体の栄養価を今までと同じような形で維持できるような形で工夫しております。以上です。

○矢澤 私も実際学校現場に行って、校長先生と栄養士さんのお話を聞いてきました。本当に春先というのは、一般的には少し値段が上がるという傾向があるけれども、全体1年通すとそれは平準化されていくんだただけでも、今年はもう全然それとは違うということで、特に多く使うタマネギとかジャガイモが高騰しちゃって、本当にもう大変だという話も伺いました。今お話しされたように、メロンが24分の1が32分の1にするだとか、本当に細かいところで工夫しているとか、いろんな魚の問題、今ありましたけど、サケは高いからマスにするだとか、いろんなことで、ただ国産じゃなくて、やっぱり輸入品使わざるを得ないだとかいうふうなこともお話ありました。パンも子供が楽しみにしているようなパン、たまに出すんだけど、それが出せないとかいうふうなことで、本当に学校現場では苦勞しながら、何とか子供たちに影響ないようにということで努力していることが、すごくよく分かりました。

これで学校現場も努力しているんだけど、私たちはもともと学校給食費というのは国の責任で全部無償化すべきだというふうに考えているし、そこへ行くまでも自治体でできるだけ多くの支援をすべきだと、無償化も含めてやっていくべきだって、というふうに思っているんですけども、やっぱり小学校の場合、今1食265円でしたっけ、単価は。（私語る者あり）小学校の場合ね。それに決めてから長くたっているんで、全体的に物が高くなっている中で、日常的な、これまでどおりもうやっていくことさえも大変なところもあるということも伺いました。そういうふうな状況の中なんで、やっぱりさっきも話もあったけども、やっぱり今後やっぱり変化、これ下がってくればいいけど、あんまりその見通しないし、もう4月から6月分でもう赤字になっている部分がある程度補填しなくちゃいけないし、その上での今後の給食というふうになるわけで、本当に今後もしこれがもっと大変な状況になるんだったら、さっき答弁あったけども、財政当局と相談するってあったけども、やはり子供たちに影響出ないように、また保護者負担にならないような取組をぜひやっていただきたいと思います。で、10%というふうになっているんですけど、この算定の根拠ってどういうふうなことなんでしょうか。

○次長兼学校保健課長 今回の補正に当たりましては、4月時点における農林水産省の食品物価の動向調査というのがありまして、それが過去の平均とこの4月の比較をしております、そこの主要な野菜であったり肉、魚介類、加工食品というのがどれぐらい上がっているのかというものを少し参考しております。あとは実際に給食会というんですが、まとめて購入しているもの、これは実際に購入しているものありますので、そういった価格を参考に1割程度ということで考えました。以上です。

○矢澤 学校の栄養士さんは、これ、この情報を知らなかったみたいなんですけど

も、こういうふうな形で審議されているというふうなことで話したら、すごく助かるというふうなことをお話ししていました。ただ、さっきあったみたいにこれからどうなるか分からないという中で、やっぱり教育委員会としては、さっき言ったように、今後の動向はしっかり現場の状況とか、あと物価はもちろん、これはもう調べていると思うんだけど、そういう状況を見て、やっぱり早めの対応というか、そういうようなことも含めた対応をぜひやっていただきたいなと思います。以上です。

○委員長 答弁よろしいですか。

○矢澤 はい。

○武藤 新型コロナウイルスの感染症対策事業なんですけれども、この新型コロナウイルス感染症の事業の中でPCR検査の費用はないんですけれども、柏市が行っていた無料PCR検査も一応6月末で休止ということなんです。コロナウイルスの感染症の予防としてはPCR検査は非常に大事だと思うんですが、補正予算を組むときに検討されなかったんでしょうか。

○保健所理事 無料PCR検査については、当初予算で充てておりますので補正では組んでおりません。以上です。

○武藤 補正予算があるということで、それで十分またコロナの感染が広がったときにはそれで対応できるということですか。

○保健所理事 当初予算で必要な件数分は確保しております。以上です。

○武藤 当初予算というのはどれぐらい確保されているんでしょうか。

○保健所理事 すみません、ちょっと今数字はこちらで持ってきておりません。よろしいでしょうか。

○武藤 すみません、保育園では6月から休園の基準が変わって、感染者が5人以上でクラスターとみなされて、クラス閉鎖になるということなんです。濃厚接触者は判定しないということです。どうしてこのように変更したんでしょうか。

○保健所理事 本会議でも御答弁申し上げましたが、国のほうから3月に通知が来ておりまして、オミクロン株が非常に感染力が強いということで、これまでと同じような濃厚接触者の特定や行動制限をしていたら、なかなか社会的には社会活動が維持が難しいということで、濃厚接触者の特定については特に保育園、学校の濃厚接触者の特定については各自治体ごとに判断して構わないという形になりました。5月の保健所の対応、重症化リスクの高い方に重点化したという機に、各教育委員会と、あと保育園のほうと話を……すみません、こども部と、あと学校教育部のほうで話をしまして、柏市としては濃厚接触者の特定を行わないというところで判断をしたものです。以上です。

○武藤 そうすると、高齢者施設とか障害者施設はこれまでどおりということですか。

○保健所理事 おっしゃるとおり、高齢者施設や障害者施設については、従来どおり検査もいたしますし、濃厚接触の特定等はいたしております。以上です。

○武藤 保育園とか学校は、その特定をしないということなんですけれども、でも最近小さい子から保育士さんが感染してしまったりとか、そういうようなこともありますので、濃厚接触者が陽性になったら、やっぱり可能性が強いと思うんですね。判定しないということは、誰が濃厚接触者か分からないという、そういうことになるんじゃないでしょうか。濃厚接触者の方は、そのまま判定されなければ、学校や保育園に来ても構わないということですか。

○保健所理事 保健所としては、濃厚接触者の特定を行わないというところで対応はしております。ただ、各園ごとに適切な感染対策は行われているというふうに考えております。以上です。

○武藤 じゃ、園のほうで濃厚接触者ではないかと思われる方については、園のほうから例えばお休みしてくださいとか、そういうような協力をお願いするということなんですか。

○保健所理事 各園の個別の状況をちょっと承知はしておりませんが、今回の国の通知としては濃厚接触者を特定をすることによって行動制限をするということについては、各状況に応じて適切に判断をするというところでございます。ですので、リスクの高い高齢者施設等については特定をしてきちんと対応するというところ、また保育園、学校等については影響が必ずしもそこまで大きくないというところで、特定をするかどうかは各自治体に任されているというところでございますので、その……ということでございます。以上です。

○武藤 じゃ、自治体に任されているということは、柏市の判断でやれるということですよ。

○保健所理事 今回の感染状況ですとか、あとオミクロン株の特性等を踏まえて、今の判断をしておりますので、今後感染状況が変わったりとか、あと株の特性変わってきたら、また国の通知等を参考にして判断をしてみたいと思います。以上です。

○武藤 やっぱり濃厚接触者をそのままに判断をしないということではなくて、学校や幼稚園、保育園などでPCR検査や抗原検査というのは、今だからこそやっぱり必要じゃないかなって思うんですよ。なので、ぜひその検査、PCR検査や抗原検査の予算を組み入れていただきたいと思います。これは要望です。以上です。

○小川 よろしくお願ひします。公共施設Wi-Fi環境整備のところなんですけれども、老人福祉センターが先ほど3館あるというお話、答弁いただいたところですけど、この1施設当たりどのくらいかかるか教えていただけますでしょうか。

○高齢者支援課長 まとめて、3館まとめて発注をする想定をしておりますので、3館分で、この資料にございますとおり、そうですね、3館分で約1,000万ですので、単純に割れば1館辺り三百数十万円という想定をしております。以上です。

○小川 このWi-Fiの環境整備というのは回線数だとかというのも分かりますか。

○高齢者支援課長 現在想定しておりますのが、それぞれの施設のロビーに当たる部分、あと講座などに使う研修に使う、講座などに使うお部屋などを想定してござ

います。ただ、建物の形状によって、その電波の届き具合などが違うということだ
そうですので、実際にはそれぞれ現場に業者さんに入っていただいて、どこにその
機械を設置すれば、どこまで届くかという、そういうところを見ながら予算の範囲
で届く、できるだけたくさん使えるようにということを想定しております。想定と
してはロビーと研修に使う、講座に使うお部屋ということで想定してございます。
以上です。

○小川 ありがとうございます。指定避難場所にもなっていると思うんですけど、
災害が起きたときなどの対応というのは考えていらっしゃるでしょうか。

○高齢者支援課長 電気と、あと大本のWi-Fi、通信が途絶えていなければ、避
難所でございますので、避難所で避難された方がそこでWi-Fiを使って災害の情
報とか、様々な情報を御利用いただくことが可能であると考えております。以上で
す。

○小川 ありがとうございます。以上です。

○後藤 新型コロナウイルス感染症対策事業（ア）の福祉施設への衛生用品の配布、
これ浜田委員が先ほど聞きましたけども、福祉施設等に対し感染予防、感染拡大防
止のためマスク、手袋等を配布とありますが、先ほどの質問にも重複しますが、
以前アベノマスクという非常に実用性の悪いマスクが大量に配布されて、あまり使
われなかったという事実があります。そういうことを反省して、どのような衛生用
品を配布しようとしておるのでしょうか。

○法人指導課長 ただいま御指摘のございましたマスクにつきましては、今回私ど
ものほうで配布を現在予定しておりますのは、70万枚を予定しております、これ
を各施設に配分しますと1施設当たり、とても施設で皆さんに使っていただく分が
十分配布できるという数ではございませんので、今の計画はそういったところでご
ざいますけれども、ただマスクにつきましては確かにもう十分市場に出回っている
ということと、あと各施設のほうにアンケート調査も今実施をいたしましたけども、
ほかの物品、例えばアルコールですとか、そういったものの需要も結構出されてお
りますので、衛生用品という枠の中で一番効果的な運用がどういうものかというこ
とを考えながら、御指摘を踏まえて実施していきたいと考えております。以上です。

○後藤 施設ごとのニーズをきちっとキャッチしているということは絶対に必要
なことです。前回国のほうでばたばたって動いたのは、もうこれは早くやらなきゃ
いけないということで、安倍政権下でああいうアベノマスクという、何というのか
な、実用性があまりよくなかったという経験がありますので、そういう現場と供給
する側のそごがないように、きちっとやっていただきたいなと思います。

続きまして、オのサービス提供体制確保事業協力金、こちらですけども、この事
業の詳細、もう少し詳しく教えてください。

○高齢者支援課長 この内容は、高齢者施設と障害者施設あるいはサービス提供す
る事業所において、新型コロナの陽性者であるとか濃厚接触者の方に対して、継続
してケアをされた場合に濃厚接触者や陽性者にケアする場合には、通常以上に衛生

用品も必要になりますし、様々な心配というんでしょうか、リスクを伴いながらも生活維持に御協力いただくということで想定しているものでございます。金額としましては、濃厚接触者になった方を施設あるいはその利用者のおうちでサービス提供した場合に、訪問系であれば3万5,000円、入所系であれば濃厚接触となった方の人数によって5人までで5万円、6人から10人で10万円というふうに、いろいろな状況に応じて負担するような形で、なるべくかつ申請するときに事業所の事務的な負担が多くならないような形で設計してございます。

項目としては、濃厚接触者となった利用者に対するサービス提供の継続あるいは陽性者となった方に対して自宅でサービス提供する場合、高齢者施設内で陽性者をケアする場合には国の補助制度がございしますが、訪問事業所に対しての陽性者へのサービス提供の補助という制度が国ではないものですから、陽性者に対しては市で独自の事業としてこの事業に含めてございます。あとはサービス事業所で職員が陽性者になったり濃厚接触者になったりして、著しくサービス提供に困難が生じた場合に、ほかの事業所が応援に入ってサービス提供を維持するということも想定されますので、その場合にはサービス、応援に入った事業所に対しての補助をするというもの、それから陽性者となって入院していた陽性者の方が隔離解除となって施設に戻る際に、元いた施設が例えばもうクラスターになってしまっていたりして、とてもちよっと現状受け入れられないというような場合もございます。そういうときに、ほかの施設が入院患者さんを退院後に引受けましょうという場合に、その協力していただくことに対して協力金ということで、これは1名につき3万円という形で想定してございます。以上の4項目についてメニューを用意してございます。以上です。

○後藤 4項目の中で、施設の職員が大量にコロナに感染して職員不足が生じたときに、そこをフォローするという事業もこの中に含まれているということでした。そのときに他施設から多分応援職員ということに入って行くんでしょうけども、そのときに応援する職員がコロナに感染している可能性もあるわけで、それ応援行くときに必ずPCRとか抗原検査だとか、感染の確認をして派遣しているんですか、するんですか。

○高齢者支援課長 派遣するときには、市から直接施設にお願いして行ってもらうというよりも、施設同士、事業所同士で融通をし合うというケース、実際にはそういうケースが想定されます。その場合には、それぞれの施設同士の取決めで、取決めというかお話の中で必要だとなれば検査をしていただくことになるかと思うんですが、その際に必要な抗原検査キットについては保健福祉部で御用意してございますので、そちらを、あるいは陽性者を見るために必要なガウンですとかグローブ、マスクとかゴーグルとか、そういう衛生用品についても保健福祉部のほうから御提供できるように用意してございます。以上です。

○後藤 今その施設間での人の融通ということをおっしゃっていましたが、基本的にはこれは国というか柏市のほうで決めた事業ですから、やはりそこには協議会

だとか協会を通じてきちっと検査をして、この人は感染していませんという状態で必ず人員の応援体制を組むようにということはぜひ発信していただきたいなと思います。今日のコロナの累計人数見ると、もう3万8,000人近くになっていますから、市民10人ちょっとに1人ぐらいもうコロナに感染しているという状況ですよ。ですから、介護施設というのは特にクラスターが起きやすいということは皆さん御存じのとおりなんで、その辺りはしっかりと対応していただきたいと思います。終わります。

○委員長 大丈夫ですか、答弁。

○末永 生活困窮者支援事業のところですか。生活困窮者支援事業増のためって書いてあるんですが、中身はマスクを配布するというんですけど、生活困窮者事業というのは、どのくらいいるんですか。

○生活支援課長 生活困窮者に関しましては、月当たりの相談が約200件ぐらいとなっております。以上です。

○末永 いや、生活困窮者支援事業で、生活困窮者と言える人の対象者が何人かということ、200人いるの、毎月。生活困窮者というのは、自立支援法によっていますよね。それが何人いるのか、それに対してマスクをやるのか、生活困窮といたら生活保護の対象者を含めていう場合もありますよね。だから、どこを基準にして、誰を対象にしているのかが知りたいんです。生活困窮者自立支援法でいう生活困窮者、生活保護に行かない人ですよ。その人を言っているのかどうなのか。

○生活支援課長 生活困窮者のくくりの、まず生活困窮の相談ということで、経済的相談ですとか就労の相談ですとか受けた時点で、詳細の低所得ですとか非課税とか、そこはその都度確認は最初の時点ではできていないところなんですけれども、一応御本人方のそういう内容の御相談があった時点で困窮者ということで、そういう方に意向を聞いて配布をしたいと思っております。以上です。

○末永 そうすると、それは生活困窮者と言える人は、自分じゃないと思っている人がたくさんいるわけですよ。自分じゃないと思っている人が、一番苦しいけど、自分は中流生活ぐらいに思っている人がいるわけですよ。だから、その対象者は非課税または生活保護を受けて、受けるか受けないか非課税、非課税だね。あるいは、収入の低い方、それらについて御相談ください。またはこういう制度がありますよということを広報や、あるいは周知徹底しなきゃいけませんよね。みんな自分は違うだろうと思っているわけですよ。生活保護の人は、生活保護の中で自然に送られてきたり来るから分かるから頂戴ってなるわけだよ。だけど、生活困窮者、生活保護以下の人が推定では相当数いると言われているわけですよ。年金生活6万円だったら、6万円しかもらっていない人だと、その人はみんな生活保護以下ですよ、大体。生活保護だと、大体1人だと住宅手当も含めていうと百二、三十万の収入がない、120万ぐらいでも生活保護受ける可能性ありますよね、一人生活で65歳以上で。

そうすると、ざっと計算したら、11万人のうち65歳以上が、それが11万人いるん

だけど、そのうち国民年金生活している人は大半の人が生活保護、財産、不動産の収入がない限りは生活保護に匹敵するような人なわけですよ。だから、何万人というわけだから、やっぱりちゃんと兵庫県の明石市のように、非課税でこの人はマスクだとか、こういうものについては配布される可能性がありますから、お近くの近隣センターか、または生活支援課や、そういうところにお尋ねくださいっていうやつをしないと、私はいけないんじゃないか。この585万でしたかの金額がどこで算定したのか、そこら辺ももう少しちゃんとしてほしいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○生活支援課長 今回の算定に関しましては、生活保護、おっしゃるとおり生活保護の受給者を除きますと、生活保護の新規の相談者、いらっしゃった方、電話対応とかで相談した方、同じく困窮者の相談にいらした方や電話相談の方などに周知を図るという見込みで立てておりますが、委員おっしゃるとおり、困窮の方、様々いらっしゃいますので、各専門相談機関等にも周知をさせていただくような形を取らせていただきたいと思います。以上です。

○末永 ぜひここは物すごく格差が拡大して、貧困という状態が続いているわけですよ。そこら辺のところでもまた特に食事もままにならない、ましてや衛生用品もままならないという状況で、物すごく生活困窮しているんで、そこら辺は市役所で、あるいはいろんなところで相談すればできるよというPRをぜひやっていただきたいと思います。

それから、コロナ感染症対策事業、これは教育委員会は学校運営補助に7,058万円ありますけど、毎回1校当たり120万だとか100万とか、公立高校だったら200万とか300万とか、よく交付出していましたよね。これ1校当たり幾ら出すんでしょうか、大きい、小さいあるんでしょうけど。

○次長兼学校保健課長 給食費の補助の関係でよろしいでしょうか。

○末永 教育振興費のところにあるよね、学校運営補助、これ7,000……

○委員長 マイクお願いします。

○末永 学校運営費補助金7,058万4,000円、これを聞いているんですよ。

○委員長 資料のページか何か、ちょっと教えていただいて。

○末永 ページ書いてないよ、これ。みんな書いてある、俺だけ書いてないのか。これの今補正聞いているんだから……ここ、分かった。これはページ打ってよ。

○次長兼学校保健課長 失礼いたしました。こちらは先ほど説明した給食の支援の分の小学校部分になります。こちらにつきましては、実際には各自校式、センター方式とかいろいろありますけれども、給食費の1食当たりの単価掛けるどの学校も134回を回数にしまして、あとは小学校のほうであれば小学校の各学校の人数……

○末永 それじゃ、下は何なの、3,927万。

○次長兼学校保健課長 3,227万6,204円というセンターになっているかもしれませんが、そちらは中学校の金額になります。合わせますと、概要のほうの1億900万の金額になります。

○末永 これ分かりづらいから、もうちょっと分かりやすいように、説明なんかしなくても済むぐらいに書いてちょうだいよ。これはどこどこで、給食費の1食当たり、先ほども聞いたけど、給食費幾らとか何とかって、そういうふうにするとかいうふうに書いてちょうだいよ。そうしなきゃ分からないじゃん、こんなの。

それから、民生費国庫支出金の中でセーフティーネット強化交付金というのがありますよね、これは具体的にはどれをいうんでしょうか。これもページ打ってないから、さっぱりわかんないよね。これ打ってあるのか、3ページだよ。3ページ、国から10分の10出ますよね。これだよって指定された品目なんですか。

○次長兼こども福祉課長 こちらのセーフティーネット強化交付金につきましては、子育て世帯の生活支援特別給付金、こちらは独り親世帯以外の世帯への給付金の財源とするものとなります。1億9,072万6,000円です。以上です。

○末永 どういうものというの、どういうものを、対象者はこういうのだから。こういう人がこの交付金の対象だから。

○次長兼こども福祉課長 今回1億9,000万の対象になりますのが、簡単に言いますと18歳までのお子様を養育している家庭でございまして、独り親を除いた家庭で、令和4年度の住民税均等割が非課税である方を主な対象としております。また、家計が急変して住民税非課税相当となった方、こういった方も対象となっている給付金になっております。以上です。

○末永 いずれも詳細を後で資料いただけますか。学校のやつと今のところ、詳細の資料をください。それから、先ほど言った自立支援事業の具体的なことの資料ください。以上です。

○福元 すみません、公共施設Wi-Fi環境整備についてお願いします。今回1,000万ほどということで、環境を整備するという事なんですけども、実際に使っている方々のお声とかニーズというのは入ってきていたんでしょうか。

○高齢者支援課長 利用者そのものから直接Wi-Fiをという声は、実際のところに届いてはいないんですが、今指定管理をお願いしている施設なんですけども、指定管理を請け負っている受託者からはやはりそういうICTの講座をやりたいたいんだけど、Wi-Fi環境がないのでできないんですよというような声はいただいておりました。以上です。

○福元 ありがとうございます。高齢者の施設ということなんですけども、対象としては60歳以上ということで、60歳以上の今の、今の60歳以上の方って結構こういうネットとか、もう詳しい方はすごく詳しくなって、10年前、20年前の60歳の方とは全然違う状況だと思いますので、この環境を整備されたということで、具体的なニーズとか実際に使っている状況とかというのをやっぱり見ていただきたいと思います。あと市のDX推進という観点で、他部署との連携とか含めまして、高齢者施策の1つとしてこういったところを使って、そういった取組の拡大というか、いろんな人にインターネットに慣れていただくとか、例えば全然慣れていない人も慣れていただくと、そういった何かそういう取組というのは考えていますか。

○高年齢者支援課長 老人福祉センターの利用者、高齢者の中でも割と年齢的に上の方が多くていらっしゃる。いらっしゃる方は、大体お風呂の利用であるとかサークル活動などで利用される方がほとんどでいらっしゃる。その中で来た方に様々な健康講座とか相談事業などを実施しておりますので、それが目的でない人にもそういう方々にこそ、そういうICTの講座なんかをやれますよということで敷居を低くした講座をすることで、これまでちょっと自分には無理だと思っていたような70代以降の高齢者の方々にとっても、ちょっとここでだったら、高齢者だけしかない施設ですので敷居も非常に低くできますので、ちょっとじゃここだったら試してみようかというふうに思っただけのような工夫を、指定管理者と協議しながら進めてまいりたいと思っております。以上です。

○福元 ありがとうございます。たまたまちょっと昨日お話しした方が、70代真ん中ぐらいの方だったんですが、今度柏寿荘行く、初めて行くんだよ、楽しみしているという話をされていて、どういう目的かとはちょっと話していないんですが、何かそういう、せっかく行ったときに、そうですね、こういったことに慣れていないという方も、これからは市の方向性とかということ、やっぱり何かしらやっぱり利用するということが必要になってくる時代になってくると思うので、ぜひそういったところで敷居低いところで慣れていただくということを積極的にやっていたらいいのかなと思います。ありがとうございます。

あとサービス提供体制確保事業協力金、これはちょっと思ったことなんですけど、やっぱりこういった施設、高齢者の施設とか障害者の施設というのは、比べたらあれなんですけども、例えば学校とか保育園とかと違ってお休みにするということができない施設で、実際に何かクラスターが起きてって大変な状況をちょっと聞いたりしていて、でも止めることができないんだよなってすごく思いました。ですので、できる限り本当に体制を整えて、もう本当に大変だと思うんですけども、止めることはできないということで、市もできる限り支援というか、お願いしたいと思いません。以上です。

○委員長 答弁求めますか。大丈夫ですか。

○福元 はい。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ、質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第4号について採決いたします。

本案を原案のとおり承認するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり承認すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第5号、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第5号、当委員会所管分は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第6号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は、入室をお願いいたします。

そうですね、ちょっと1時間たちましたので、ここでちょっと換気のため暫時休憩をいたします。

午後 1時58分休憩

○

午後 2時 4分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第3号、工事の請負契約の締結について（柏市立田中小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事））を議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○末永 長寿命化についてですが、私は基本的に長寿命化、前の市長さんは長寿命化でずっとやっているんですけど、私は基本的に建替えをすべきだと思っているんですよ。これ何年もたせるとのことなんですか、6億ぐらい、7億かかるんだっけ、かけておいて何年ぐらいもたせようということなんですか。そして、この設計図の廊下を広くしているというのは、どこの学校を基準にしているんでしょうか。

○教育施設課長 基本的に長寿命化改良工事につきましては、80年、間に40年目で長寿命化改良工事をしまして、トータルで80年もたす工事になっております。それと、廊下の幅についてですけども、長寿命化改良工事、土小に次ぐ2年目なんですけども、既存改修、校舎の改修になりますので、新設小、今建てている新設小等の廊下を参考にしながら設計しております。以上です。

○末永 いや、これはもともと40年使用しますというんだけど、もともとは今の時代に合った校舎の建て方じゃないですよ。だから、中央公民館と同じように、柱が変なところあったり死角ができたり、いろんなことあるわけですよ。今ははりが物すごく何というんでしょうか、よくなっていますが、こういう広い部屋が造れる

けど、昔はできなかつたために、柱があちこちにあったわけですよ。学校も昔は私が子供の頃は50人ぐらいいても、どうかすると50人超えても1クラスでいたときがあるわけです。高校なんか60人もいたところもあるわけですよ。

ですから、今は35人学級や、どうかすると小規模校なんかは10人、15人ですよ。田中小は人が増えているから、それなりにでしょうけども、この廊下をつけているのは沼南の何でしたか、自衛隊の飛行機の関係でどこか移転しましたよね。移転した学校がこのような形で、この平面図とよく、形がよく似ているなど思っているんですけど、先ほど何か八小か何かをモデルにしたというんでしょうけど、ちょっと教育委員会も例えば千葉の小中一貫教育やっている学校あるいは東葛地区、柏でいうと東葛中学校、こういう斬新的な教室を造っているようなところ学んで、やっぱり子供たちにいい環境で学ばせるといふものを造るべきだと思ふんですよ。そして、コンサルという、すぐどこかと結託しちゃうからあれだけど、やっぱり学校の先生方がいっぱいいるんだから、教育委員会は先生方の感覚も含めてどういう校舎がいいのか、どういう教室がいいのか、どういう配置図がいいのかというようなことも意見を十分入れた上で、こういう形をすべきと思ふますが、そういう方針でやられているんでしょうか。

○教育施設課長 工事をするには、設計する段階で、また何度かの機会に分けて庁内検討会議等を開きまして、各所管課の方から意見を伺いながら設計を進めているところです。以上です。

○末永 私も建設会社の方にいろいろ話聞いて、余計に金かかっているというんですよ、余計に金かかっている、継ぎ足したりいろいろしなくちゃいけないから。それで、工事も市内業者がほとんどだと思います。この田中小学校、新しくなっているところは新日本建設がやっていますよね。ここはこの辺で関東一円をたたいて取っているから、ちょっと心配なところがあるんですけども、学校そのものはもうちょっと保護者の目線や子供の目線、そして教員の目線含めてしっかりしたもの造って、そして30年、50年先を見越したものを造らなきゃいけないんだけど、今まで過去40年ぐらい前に造ったものを、40年じゃないですね、もっと前ですよ、田中小学校は。私が議員やって30年になるけど、10年ぐらい前につくったものじゃないですね。これいつ造ったんですかね。その前に造ったものに、この平面図見ますと、階段、内装改修って書いてあるところ、手洗い撤去して、このピンクのところを追加しているだけですよ、そうじゃないんですかね。だから、こういうものじゃなくて、もうちょっと子供たちが楽しくなるような、いろんなところを校舎変えていますよね。ただ、京都なんかは小中一貫教育を徹底してやっているわけですね。あるいはつくばなんかもやっているわけですよ。現場行って見て、私見てきたんですけども、柏の学校ともう雲泥の差なわけですよ。ですから、ちょっとそこら辺も研究して、ぜひやられてほしいと思ふんですけど、いかがですかね。

○教育施設課長 そちらを計画するに当たっては、先ほど委員さんからおっしゃっているように、いろんな学校の事例等、先進的な事例等参考にしながら進めてまい

りたいと考えております。ただ、既存校舎の改修につきましては、やはり構造的な制約がかなりありますので、その中でやれること、やれないことをいろいろ考えながら、今の教育環境に合ったような学校づくりをしていきたいと考えております。以上です。

○末永　そうですね、制約がありますよね。この秋山市政のときは、長寿命化なんていって、全部建て替えないで長寿命化ということで継ぎ足して、リフォーム体制だったわけですね。だけど、物すごく高くついているわけです、お金はこれ。もし仮に田中小というのは幾らかかりましたかね、ちょっと教えてくださいか、田中小、今建てている、新日本建設やっているところ、30億でしたか。

○教育施設課長　建物で大体体育館棟と校舎棟で、外構も含まれますけれども、75億ぐらいになっております。

○末永　いや、それは土地も入れてでしょう。土地も入れてでしょう。いや、校舎を建てるだけです。

○委員長　委員長から指摘されたら質問してください。

○末永　答えてよ。

○教育施設課長　建物、土地を入れますと100億ちょっとになります。以上です。

○末永　建物が70億かかるというの、建物が、そういうこと。

○教育施設課長　その金額になっております。

○末永　いや、私の記憶ではそういうふうには思っていないんだけど、いずれにしてもお金がないからどうのこうのもあるけど、やはり子供の目線で、子供のためにどうするかという視点でぜひやっていただきたいんですよ。それで、これからの時代ですから、障害者だとかバリアフリー法でエレベーターをつけなきゃいけなくなりますよね、エレベーターを。だから、エレベーターなんかについても検討されているんでしょうか。

○教育施設課長　今回の長寿命化改修工事の建物については、エレベーターの設置はしておりません。昨年度改築しました第一校舎のほうにエレベーターが設置してありまして、その第一校舎と第二校舎のほうは渡り廊下でつながっているの、特に段差がなく移動できる状況になっております。第三校舎につきましては、基本的に低学年の利用ということで、特別教室への移動があまりないということで、特に今は設置しておりません。以上です。

○末永　いやいや、低学年だからって云々って言っていますけど、今も障害、車椅子の対応とかなんとか、学校はじゃどういうことしているかということ、そういう子、障害のある子のところは1階にするとか、いろんな工夫しているわけですよね。物すごく努力しているわけですよ。だから、そうじゃなくてバリアフリー、国は公共施設についてはバリアフリー法を適用しなさいよと、こう言っているわけですね。だから、各駅にエスカレーター、エレベーターついているんですよ、国の補助を含めて、だから、そういうバリアフリー法に基づいた校舎の建て替え、それはもう仕方がなくやっている感じだから、そうじゃなくてきちんと法律に基づき、そして子

供のため、そういう障害があっても平等に学べるような環境をつくるようなことをぜひしていただきたい。

これまでは、去年の11月まではもう節約、節約というふうにはずっときていたわけですよ。私は文化会館もうそうだったし、中央公民館もずっと反対しましたよ、建て替えろって、そんなのはって言うていたんです。だから、そういうふうにして、これから50年先のことを見越して物を造っていただきたい。子供の場合は特に夢のあるような校舎にしていっていただきたいということをしてほしいと思うんですよ。だから、そういう議論をぜひもっとしてほしいんですよ、内部で、内部でね。お金がかかったら出さざるを得ないじゃないですか、みんなでそれは。そういう姿勢になってほしいなと思うんですね、いかがですか。

○教育施設課長 今後の改修工事について、その辺のバリアフリーについても積極的に導入する方向で、庁内的な御意見も踏まえながら設計に反映していきたいと考えております。以上です。

○末永 施設課さん、それでちょっと最後になりますが、この金額がJV組んで、特定事業建設で共同企業体でJV組んで、2つの企業がやって入札受けていますけど、元の設計金額というのは幾らですか。

○教育施設課長 すみません、6億3,481万になります。税込みです。

○末永 そうすると、これ税抜きですよ、5億4,900万だと、税は幾らになるんですか、これ。6億超になるの。

○教育施設課長 落札金額につきましては、税込みで6億390万になります。

○末永 そうすると、設計金額6億3,000万だから、それよりも安かったからそこに、ここになったということね、ただそれだけなのか、何か特殊な事情があつてここにしたのか、入札なの。

○教育施設課長 特段の事情はありません。

○末永 いや、それはそうだよな。特段の理由がありますといたら、それは駄目だよな。それはそうだけど、建築がずっとこの小倉と広島と古川と3者ぐらいしかありませんよね。3者か4者。だから入札を、あなたに言ってもしようがないのかもしれないけど、総務部いないから、だから広げたんで、不調に終わったから広げたところが新日本建設が75%ぐらいで取ったわけですよ。取ったわけですよ。だから、私は安かろうということをやっているわけじゃないんだけど、市内に3つ、4つしかないところがぐるぐる回しやっているとというのはちょっといかがなものか、競争性はないんじゃないかと私は思うんですよ、それはね。だから、もうちょっと緊張感持ってきちんとやられたらいいんじゃないかと、ずっとこのもう小倉、広島、古川としか、ずっと3者か4者ないですよ。

だから、そこらについても金額出すことについても、これは選定委員会だとか、そういう入札のいろんな会議の中で決まるんでしょうけど、市内業者も育成しなきゃいけないのかもしれないけど、いい学校を造る、そしてなおかつ適正な価格であるためにはどうしたらいいかということも含めて、ぜひ見直していただきたいと思い

ます。そのこともぜひ選定委員会の皆さんに、そういう議会で議論ありましたというふうに言っていただきたいと思いますよ。副市長いるから、そうだね、そうにしてほしいんですね。裏も表も知った上で言っているんですよ、申し訳ないけど、これは。だから、これまでも言いたいこといっぱいあったんだけど、言っていないけど、もうちょっとちゃんとしたらいいと思う、税金だからね。税金だから、きちんと、そして企業の市内業者も努力する、そして研究もする、市役所の職員たちもしっかりやる。そういう学校造りをしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。副市長さん、よろしいですか。何かあれば言ってください。何かあるでしょう。

○副市長 今の御意見を踏まえて、選定委員会も適正な選定をさせていただきたいと思います。以上です。

○末永 いいですよ。

○委員長 よろしいですか。

○矢澤 それでは、伺いますけど、今議論あった新築するのと、この長寿命化というもので、ちょっと改めてうかがいたいんですけども、田中北小造っているところの説明では一つの教室がこれまでよりも1.3倍あるというふうになっています。それはやっぱり今の状況の中で、やっぱりそういうふうな形、ゆとりのある教室がいいというふうなことでやったんだと思うんですね。やっぱり長寿命化というのと、もう柱決まっちゃっているから、そこをぶち抜きで2つ造るんだったらともかく、それは1つのクラス、学級の面積は変わらないわけですよ。そういうふうなときに、やっぱりじゃ先ほど末永委員もあったけど、子供たちのために、今の時代に合った教室はどうしたらいいのかというふうに考えたりすることと、やっぱりもう一方で予算も含めていろんな事情があるのかもしれない。それを見たときに、この長寿命化というのを選ぶ、何というの、そう選んだというのはなぜかというの、財政面だけじゃなくて、いろいろあるのかなと思うんですけども、どうしてこの長寿命化を選んだのかということ、もう一回ちょっとその理由をお示してください。

○教育施設課長 予算の部分はあるんですけども、まず工期の短縮が図れること、あと解体工事を伴わないために廃棄物も少なくなることでCO₂の削減が図れるということが主な理由となっております。工期短縮といたしましては、増改築に比べまして約1年程度は短くなるというふうに考えております。以上です。

○矢澤 そうすると、新築したときと、この長寿命化のときというのは予算面ではどのくらい違うんですか。

○教育施設課長 増築に比べまして約7割ぐらいの費用で済むというふうに試算しております。ですので、今回の長寿命化改良工事が10億程度になっておりますので、新築ですと15億ぐらいかかるものというふうに試算しております。以上です。

○矢澤 これは7割ということは、工期が短縮されることによるいわゆる予算が少なくて済むものも入っていると考えていいですか。

○教育施設課長 おっしゃるとおりで、経費分も削減されるというふうに考えております。以上です。

○矢澤 新築で予算面を、予算面は7割、それと工期は少し短縮される。廃棄物が減るのでCO₂の問題もあるというふうなことだったんですけども、それとやっぱり子供たちにとってどうなのかということ考えたときのバランスというのは、いろんなことがあると思うんです。これ、だから子供たちのことを考えてこれ反対なんていうふうには今は言わないけども、その辺はもうちょっとやっぱり今後考えていく余地はあるかなというふうには思います。

それで、土小学校前回行いました、長寿命化。ここでの教訓というのを例えば前回の土小の経験、これしっかり教職員とか学校側とか子供たちから意見を取って進めたというふうなことであると思います。アンケートを取ったというふうなことなんですけども、これ取ったアンケートの声をこれに、新しい今回の工事に反映させて工事に取り組んだというふうなことでよろしいですか。

○教育施設課長 今回の工事につきましては、その土小の長寿命化工事後にアンケートを取りまして、その中でいろいろ設計に反映しております。例えば教室の後ろに掲示スペースがないので、ちょっと使いづらいということで、今回は掲示スペースを造ったり、あとホワイトボードのほうは前回の工事のときにはホワイトボードでなくてボードクロスってシート状のものを使っていたものですから、字が消えにくかったり磁石のつきが悪かったりというふうな御意見がありましたので、その辺は改善しましてホワイトボードをそのまま採用しております。以上です。

○矢澤 土小の教職員とか子供のアンケート取ったということで、私もそのアンケート、声を具体的にまとめたのを見せていただきました。今言われたように、掲示スペースがないという意見があって、それがそれを改良するというふうなこととか、ホワイトボードの問題、このホワイトボードの問題というのは、今まで黒板というふうなやっていて、やっていたんですけども、黒板というのは大昔とは違うから、今の黒板はみんな磁石がつくようになってるんですけども、それがつかないとか、あと消すときになかなか消えないと、これは子供の声にも出ていたんですよ。結局子供は授業終わると、いわゆる消すのは子供の役になっているのかもしれないけども、やっても消えないとかいうふうな、子供からもこういうふうなことが出ていると、それでそれを今改善したというのがありましたけども、じゃ土小というのは、それが今の課題となっているんですけども、土小のほうはこれそのままにしておくんでしょうか。

○教育施設課長 その辺につきましては、今後の学校の利用状況等で、かなり不都合が出そうであれば、ちょっと改修していくことを考えております。以上です。

○矢澤 黒板に磁石つかないというのは、今のときだと、これはもう全然駄目なんで、これはもしそれだったら早急に替えてやるべきだし、まず最初にそれを選んだときに、磁石のつきがいいか悪いとか、これもう基本なんで、その辺の選ぶときの問題というのもあったと思うんですね。だから、その辺のところを今後に活かしてもらいたいし、この土小の場合もきちんと対応していただければと思います。そのほかにも幾つかの声があったんで、ちょっと具体的に1つずつ伺いま

すので、お願いします。

入り口のところが非常に開放的にはなっているんだけど、それで冷暖房効果が薄れるというふうな声もありました。この辺についてはどうですか。

○教育施設課長 廊下側の間仕切り壁が開放できるようなものになっておりますので、そういった廊下も含めた授業を今後どの程度やっていくかという状況も確認しながら、必要に応じて廊下の空調等を追加するとかという検討はしていきたいと考えております。以上です。

○矢澤 じゃ、今後も調べていくということなんですけども、こういうのも含めて前もってその辺の効果というのは、開放的になればなるほど、そのことというのはあり得るわけだから予想つくと思うんで、その辺のところももう始める前から基本的にきちんとつかんでいっていただければと思います。

あと他教室、ほかの教室の音が気になるというのは、これは間仕切りの問題もあるんだろうと思うけども、これについてはどうですか。

○教育施設課長 土小の場合は1学年2学級だったので、隣の教室との間をつないで、つなぐということをやりましたが、今回の田中小につきましては、1学年がそれぞれ学級数が一定でないので、教室をつないでおりません。ただ、もともとこの教室をつなぐということが長寿命化改良工事を土小で初めてやるに当たって、他市なんかを視察したときに効果が上がっているということでしたので、土小についてはその辺の中でつなぐということをやっております。以上です。

○矢澤 音というのが隣の教室とつなぐところがあるというふうなこと、その設計の中でというふうなことだったんですけども、この2つの教室をつなぐことというのは、この視察の中で今いい例として紹介されて取り入れたのかもしれないけども、このアンケートを見てみると、2つの教室をつなぐことというのは効果があまり評価されていないと、私声なりと数字で数えたんですけども、大体12対20ぐらいの割合で評価されていないほうが多いというふうなことで見ただけですけども、このほかで、ほかのところで視察の中でそういうのがあったというんですけども、その視察のときの、その見て、聞いたりして、いいというふうなことと現実問題やってみたときの差を見て、どのようにお感じでしょうか。

○教育施設課長 土小でこちらを採用するに当たっては、他市の視察の際に2つの教室をつないでベテランの先生と若手の先生を配置した場合などは、ベテランの先生が隣の教室の様子をうかがいながら、ある程度サポートに入れることが期待できそうだということでやりました。結果的に音が隣から聞こえてしまいやすくなっていますので、一方で子供たちの落ち着きがちょっとなくなるということもありましたんで、それに田中小につきましては学級数が一定でないことから、その辺のアンケート結果も踏まえまして、つながない、つなぐことはやめております。以上です。

○矢澤 せっかく調べてきたけど、結果的にはあまり評価されないという非常に残念なことなんですけども、もっと深くちょっと論議、ベテランの先生と若い先生が隣同士にして、何かあったとき見てあげようというのは分かるけども、しかしそれ

が構造上ちょっといろいろ音の問題とか、いろんなことでマイナスになるんだったら、その辺も含めてもっとしっかりと論議する必要があったんじゃないかと思いません。

あと先ほど教室の後方にホワイトボードと、この間どこも3面がホワイトボードとかいうふうな設計というのは結構あると思うんですけども、それ出されていましたが、これもアンケートの中を見ると、5対12ぐらいのこの割合で、あまりある意味じゃ使いにくいという声も出ていました。これ収納スペースが少ないというふうな、ないという意見も含めて、この後ろ、教室後方のホワイトボードというのは、先ほどいわゆる教室を広くしたわけじゃないわけで、今までの教室をそのまま広さ使ったというところからして、この収納スペースがないことと後方のホワイトボードの、この関係というのはどのようにお考えですか。

○教育施設課長 収納につきましては、土小のアンケートを踏まえまして、ベランダ側とか廊下側に収納スペース、あと前面の黒板の下なんかにも収納スペースを追加しております。また、後方のホワイトボードにつきましても、ロッカー面まで前に出すようにしまして、その後部を収納に使えるような設計の工夫をしております。以上です。

○矢澤 土小のときの教訓から、工夫した後方のホワイトボードにしたと、それで新スペースも、それ以外のところもあるかもしれないけども、収納スペースは広げたというふうな、多くしたというふうなことだと思うんですけども、先ほど言ったけど田中北小の新築工事のときというのは、教室を1.3倍にしましたよということで、そこで収納スペースとかいろんなことが分かるんですけども、この教室の広さが基本的には変わらない中で、収納スペースを広げるというのは、ちょっといろいろ工夫が必要なんじゃないかなというふうに思うんですけども、先ほどお話あったことも含めて、もう一回収納スペースを充実させた中身をもうちょっとお話しただけですか。

○教育施設課長 まず、前面のホワイトボードにつきましては、ホワイトボード面を少し前に、影響がない範囲で前に出しまして、そのホワイトボードの下の部分に収納スペースをつくりまして、教材なんかを収納できるスペースをつくっております。以上です。

○矢澤 いろいろ課題はあると思うんですけど、使いやすい収納というふうなことで、ぜひ工夫していただければと思います。あと北小学校の新築のところでは、屋上に太陽光施設を造るってなっていたんだけど、今回の長寿命化の中では屋上に太陽光を設置するというふうにはならなかったんでしょうか。

○教育施設課長 太陽光につきましては、昨年度に増築した校舎にのせています。今年度長寿命化改良工事をやる校舎につきましては、耐震上の検討がありまして、やはり今後のグループ学習等によって、より広い教室づくりが求められてきておりますので、そういった多様な学習環境に対応していけるように、構造強度に余裕を残しながら、可能な範囲で設置していきたいというふうには考えていますけれども、

そういった観点で今回の校舎のほうには設置しておりません。以上です。

○矢澤 じゃ、ちょっとごめん、私も失念しちゃったんだけど、前回の田中小学校の工事のときというのは、あれはもう新築だったんですよね。だから、そこにはつけられたというふうなことで、じゃちょっと確認します。

○教育施設課長 昨年度建て替えました校舎につきましては新築でしたので、最初からその太陽光パネルの荷重なんかも見込んだ上で、構造計算をしておりますので、それで設置しております。以上です。

○矢澤 分かりました。技術的なこと、ちょっとあまりよく分かんないんだけど、強度の問題だけでも、今の例えば長寿命化やったところ、これは今お話だと広い教室使うためにということをやったときに、例えば壁とか柱の問題とかいうふうなことがあってつけられないというふうなことだったと思います。あそこは、いわゆる何というか、第二校舎だったっけ、第二校舎とか第三校舎と別の小さいところなんで、そういうふうなことというのはあるのかもしれないけども、これから進んで、進めている工事やっていくときには、いわゆるその建物に合ったような、例えばこれだけの発電ができるようにというような大きなものじゃなくて、例えば小さいものでも、それに見合うだけの技術というかな、太陽光の施設があるんじゃないかなというふうに思うんだけど、やっぱりその強度に併せた太陽光発電施設をつけるというふうな、方向性というか方針というのは持っていらっしゃるんでしょうか。

○教育施設課長 太陽光に限らず、柏市の場合は低炭素指針というのがありますので、その中でなるべく建物全体として低炭素化が図れる断熱性能の向上であるとか省エネ施設の省エネルギー化の対応とかというのでも対応を極力していこうと考えております。なるべく再生エネルギーの活用について、優先的に導入していきたいとは考えております。以上です。

○矢澤 ぜひ工夫して取り組んでいただければと思います。あとちょっと理事に伺いたいんですけども、先般の一般質問の中で中島議員のほうから質問があったと思います。この田中小の長寿命化の中で、国の補助金が3分の1の補助金であるのだけども、実際2分の1の補助金って活用できたんじゃないかという、そういうふうな質問があって、私どうも聞いたときに、あれどうして、もしそれが3分の1の補助が2分の1の補助金使えるんだったら、どうして使わなかったのかなって、ちょっと疑問に私思ったんですけども、この辺はどうなんですか。使わなかった理由とかあるんですか。

○学校教育部理事 基本的には、もう設計段階の、設計段階から補助の幾らぐらい取れるかということ、設計段階のときからやっぱり考えますので、工事に入るからといって、その入り口でやっぱり補助を申請するというわけではないものですので、今回の長寿命化工事には残念ながらその制度改正とその設計の時期とはかみ合わなかったということでございます。今後につきましては、なるべく御指摘があったとおり、可能な限り国の補助金を活用、最大限活用するような工夫、努力は今後

もしていきたいと考えております。以上です。

○矢澤 ということは、時期だけの問題で、時期がちょっとずれば今回いわゆる2分の1の補助金って使えたというふうなことなんでしょうか。

○学校教育課長 すみません、私もちょっと4月から来たばかりなんで、その辺の実務的なことまでちょっと詳しくなくて申し訳ないんですけども、基本的には設計をして、こういうものができるというような状態の中で、やっぱり補助金は幾ら取れるかということになるかと思っておりますのでその辺補助の時期、補助のタイミングということになろうかと思っております。以上です。

○矢澤 私が確認しているのが、時期だけの問題なのかと、時期がずれば本来これは使えた補助なのかどうかということを知りたいんです。これ分かる方いらっしゃいますか。

○教育施設課長 ちょっと補足して説明させていただきます。遡って適用することは難しいのあるんですけども、今回の田中小に限っていえば、この補助金の割増につきましては補助要件に該当しないというふうになっておりますので、適用は難しい、難しかったと考えております。以上です。

○矢澤 補助要件に合致しないというふうになれば、さっき時期だけの問題が話になったんですけども、もともとこれが田中小の長寿命化改修工事にはいわゆる該当しない、つまり今話が出た、もしあったとしても使えなかったと、時期の問題じゃないんだというふうなことなんでしょうか、その辺はつきりお願いします。

○教育施設課長 一般的に時期的にもやっぱり無理なんですけど、今回は補助要件に合致しない……

○矢澤 補助要件に該当していないというんでしたら、どういうところで補助要件に該当しないのかって、その辺ちょっとはつきりさせていただきたいんです。そうでないと、要件に該当しているのに使わなかったというのと、それこそ市民の税金どうしているんだというふうになっちゃうし、もともとこれが、いや使えなかったんだというんだったら、それは仕方ないものであって、だから補助要件に該当していないとすれば、どういうところで今回の工事がそういった国の補助の要件に該当していなかったのかというところを教えてください。

○教育施設課長 まず、こちらの補助要件としましては、学校施設の中に学校施設以外の用途のものをまず入れてきて、集約、公共施設の集約化、統合化をまず図っていくということを前提とした補助金になります。つまり学校施設の中の空き教室等に例えば図書館とか子どもルームなんかを入れてくることで集約化を図って、さらに学校施設以外の床面積を10%削減することで補助に該当するというような補助要件となっておりますので、田中小につきましては今児童が増えている状況で教室も増やしていますし、当然子どもルームなんかについては減らしていけることもないですし、補助金をもらって子どもルームを設置していますので、その辺簡単に床面積を減らすということも難しい状況なので、補助要件には該当しないというふうに判断しております。以上です。

○矢澤 ちょっと細かいことまで全部理解できているかどうか分かんないんだけど、つまり補助の、この2分の1の補助というのを使うには、使うのは施設を集約化するという目的でやっているとか、その10%面積減らすとか今言ったんだとこどもルームとか何か図書施設とか、そういうものを一緒にして集約するという場合に使える補助金で、今回の田中小の長寿命化計画工事にはもともとこれは利用できなかった、該当しなかった、その2分の1というのは該当しなかったものだというふうなことでよろしいのでしょうか。

○教育施設課長 結果的にそういうことでございます。以上です。

○矢澤 もしそうだったら、私聞いていて、これ使えるのに使わないとか、もしそういうのがあるんだったら、もうちょっと遅らせても、その3分の1を2分の1補助してくれるんだったら、税金がいっぱい使わなくて済むわけだとか、詳しい細かいことは分かんないけど、感情的にはそうやって思っちゃうんですね。だから、もし使えない補助だったら、これは国が言っている趣旨と今回の長寿命化は違うんだから、だからこれを補助を得ようとしてもできないんですよということを明確に言っていたらいいなと思いました。じゃ、以上です。

○末永 今のところ議論しているけど、ちょっと職員さん、もうちょっと緊張感持ってさ、どうすべきか、どうしたら一番補助制度があって活用できるかってしなきゃいけませんよね。4月に皆さん来ても全然分からないという人が多いから仕方がない部分あるかもしれないけど、あなた方は組織でやっているんだから、個人でやっているわけじゃないよね。組織だから前の前任者だったのが、あなたがずっと前からいるのかどうか分からないけど、今矢澤さんが言ったように、何か学童か何かみんな集めれば補助金が出ないんであったら、それは出る方法を考えたらいでしょう。3分の1と2分の1じゃえらい違うでしょう。それ100円かそこらだったらしよがないかと思うけど、何億という金でしょう。

私は、長い間鉄道にいましたけど、鉄道でお釣りの間違ったりすると、弁納制といって、その日締めたとき金が合わなかったら、自分の身銭を弁納するんですよ。そして、給料のときにこれだけ弁納しましたって、1年間、税控除になって戻ってきたりすることもあるんだけど、自分で弁納させられるんだよ。その後、組合との交渉でなくなってきたけど、弁納制というのがあるんです。私は、極端なこと、緊張感ないやつは弁納させるといいと思いますね、あなた方に弁納。退職金後払いでもいいから、みんなそれで差し引いたらゼロですよ。そのくらいの緊張感持ってやらないといけませんよね。仕事やっているんだから、遊びじゃないんだから、きちんと調べてやっていただきたいんですよ。

我々はチェック機関だから、そういうものについては敏感に反応しなきゃいけない、議員というのは。それは何だと、とんでもないじゃないかというのが普通議員の趣旨なんです。そういうことしない、考えない、何も考えていない議員さんがいっぱいいますけどね、それじゃいけない。やっぱりそういうところについては反応して、チェック機関として議会が何をしているんだと言わなきゃいけませんね。だ

けど、人間だから失敗することあるでしょう、だけどそこら辺はきちっと明確にして何が問題だったのか、どうだったのかと、中島君が指摘しているように、きちんとして整理をして、ここはこういうわけで学童とかいろいろあったからできないということをするべきじゃないですかね、それは。それきちんとしていただきたいと思いますよ、いかがですか。

○教育施設課長 今後の補助金制度の動向については、随時注視してまいります。以上です。

○末永 だから、ちゃんとそこら辺明らかにしたのを、経過を出してくださいよ。この委員会に私だけでもいいから、何で問題になったのか、そういうふうになったのか、それはあなた方はもらえないという思い込んでやったのか、もともとこれは対象だな、対象外だなと、後で気づいたら対象だったというのか、人間だから過ちはあるでしょうから、それはそれにしても、しかしそういう緊張感持ってやらないと駄目ですよ。ここ掛け算をしたって、いや、ここはこうですって言い訳を私にくださいよ、それは。お願いします。以上です。

○日暮 今回の案件について伺いたいんですが、全部の学校を長寿命化をするのには、今後何年間かかるという見通しなんでしょうか。

○教育施設課長 最終的な全棟分の計画はしていないんですけど、向こう20年とか、20年ぐらいの計画をしながら、それを随時見直していきながら計画を進めているところです。まず今現在250棟ぐらい建物がありますので、それをいかに早い計画にのせて改修していくかというのを今考えているところです。以上です。

○日暮 子供たちは学校を選べないんです。今でも北部の方では新しい学校ができていますね。そういうところと、ところによっては校舎の隣に山林のあるところなんかは青カビが生えていて、校舎が真っ黒になって、子供たちが幽霊が出るから学校に行かないという学校もあるんですよ。それとか廊下から雨が漏っているとか、そういうところもあるんですよ。そして、そういう状況の中で、今後20年とか25年かかるといったら、後になる人たちはいつになるか分かんないわけです。私たちにしたら、市内の子供は平等に、できるならばきれいな教室にさせていただいて、授業を受けさせてあげたい、このように思うんです。教育委員会としてどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長 御指摘のとおり、各学校いろんな様々な事情を抱えていると思います。そういった中で、やはりどうしても緊急性、その他というところで、やっぱりどうしても優先的な優先度をつけなきゃいけないところあるんですが、この学校施設、個別施設計画の中では、最終的には2055年ってなっていますけども、緊急性とか、そういったことも全部含めてなるべく緊急性の高いところから、なるべく早くやるような工夫、努力は今後ともしていきたいと考えております。以上です。

○日暮 今も、今までも努力はしてきたんだというふうに思いますよ。ですけど、私は今日は加藤副市長もいらっしゃいますから、副市長にもお願いしたいんですけど、昨年度令和3年度の中で柏市の中で消防団の器具置場ができました。これ消防

と教育関係ないと言わないでくださいね。それが予算を組む段階では1坪当たり130万円から140万円かかると言われていたんですよ。それを私は聞いたもんだから、一般の市民が理解できないことは我々は賛成できないよと言ったら、110万円になったんですよ。それでも私は黙っていたら、今度はいろいろ設計を分解するだとか、いろんな工夫をして1坪110万円にしたんです。そこまで下げたから私は黙っていたんだけど、それは比較的よく見られるところだから、建設の前からずっと見てきたんですよ。どう考えたって柏市が100万円で建設した消防団器具置場、どう見たって民間でやったならば50万円で十分できるものですよ。

それで、市の事業では国のほうで積算基準なんて言っていますよね、あれがありますが、私は柏市として、いま一度国が決めた積算基準、これをきちんと分解して検討していただきたいと思うんですよ。これは我々議員としてもいろんな何と申しますか、働きかけられる場所で働きかけていかなくちゃならないと思うんですけれども、今の公共事業、安けりゃいいと私は言いませんよ。ですけれども、品質を維持しながら今よりも相当値段を下げることも可能だと思うんです。例えば設計費、設計費、柏市は工事費の10%支払うそうです。だけど、民間では相当込み入ったものでも4%です。それで、沼南の道の駅、あれもできました。あれもいろんな声がありました。ああいうのは部材をちょっと変えて、形を少し変えたら何千万とか1億なんて簡単に上がりますよね。1億円だって、例えば工事費が高くすれば、その設計士さんは1,000万余計入るんです。10%でも多いところに余計入るんですよ。加藤副市長には、柏市として工事費のこと、また国の積算基準のこともしっかりと考えていただきたいと思うんですね。

それと、教育委員会におかれても、できるならば長いこと言わずに、全ての学校を一日も早くどうしたらきれいにできるか、それ本当に考えていただきたいと思うんです。これについていかがですか。

○副市長 ただいま日暮委員からいただいた意見につきましては、御意見につきましては以前より私も承っております。ということで、消防団の施設の建物については適正な価格で、民間と比較してもなるべく抑えるというような方向で検討するように指示しているところでございます。以上です。

○学校教育課長 御指摘のとおり、やはり一日も早く学校をきれいなものにしていくというところで、各学校の個々の事情等踏まえて、できる限り工夫をしながら、早く終えるような努力をしていきたいと思っております。以上です。

○日暮 私は、消防団の金額のこと言っただけじゃないんです、工事全体のことを言ったんですよ。今でも、じゃ皆さん方の柏市が今まで行ってきたことと、民間で同じような施設を造ったものの工事費を今度比較してみてください。物すごく違うんですよ。それがなぜ違ってくるかという、国がつくった積算基準があつて、そしていろんなことがあるんでしょうけれども、それでも民間の工事に比べたらべらぼうに高いんです。これは国も地方の自治体も豊かでお金が幾らでもあるんだっただけですよ。だけど、そんなお金がない中で、これがもう柏市のお金の使い道も今

までと違ったところで、まだ用途は広がってくると思うんですね。だけど、子供たちが学ぶ場所は、一律に早くきれいにしておいてあげていただきたい、こう思うんですね。ですから、ほかの工事費とか建設費も含めて、全体的にどうしたら今より下げることができる。これは実際下げることは可能だと思うんです。だから、それを柏市も取り組んできたし、教育委員会でも本当に何ていうか、もっと短い期間で全ての学校が終わるようなことを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○末永 今、日暮委員が言ったこと、私も大賛成、だけど……（「マイクお願いします」と呼ぶ者あり）それやるには、それやるには入札を新日本建設みたいのを入れると、それは70%で請け負うのよ。これは何%かといったら、97%ぐらいで取るんだよ。だから、あなたが言うのは、もう大賛成。大賛成だけど、市内業者は潰れるのよ、これは。だから、その兼ね合いをどうするかというのは、これは加藤さんにかかっているんだけど、私は今日暮さん言ったの大賛成だけど、この入札の関係は新日本建設分かりますね、田中やっている、あそこ入れれば70%になるんですよ、それは全部。その人はずっと取って歩いているんだから、だからそれ入れないんですよ、入れていない。入れないで、ここの広島、小倉でやっているんです。ここを排除すれば、排除じゃないや、この人を入れて新日本入れたら70%になるんです。難しいこと何もない。簡単なんですよ。以上。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。これより採決いたします。

○委員長 議案第3号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、請願に関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたしますが、ここでまた1時間たちましたので、5分休憩させていただきますので、再開は5分後、3時5分とさせていただきます。

午後 3時休憩

○

午後 3時 5分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

なお、請願の審査に当たっては、委員長より改めてお願いいたします。委員より執行部に対して確認をする際には、請願の主旨に即した内容に限ったものとしたし

ます。くれぐれも一般質問や執行部への要望とならないよう御注意をお願いいたします。

○委員長 請願第1区分、今期定例会で受理した請願55号、障害者の生活改善についての主旨1、3を議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します。

○武藤 請願55号、障害者の生活改善ということで、主旨1の有料老人ホームに住んでいても、ひとしく障害者の福祉手当、福祉タクシー券を支給くださいということです。同じ障害を持っている方が、住まいが違うということで差別をされている。戸建てに住んでいれば介護サービスを受けていても福祉手当やタクシー券がもらえて、有料老人ホームに引っ越しをただけで介護サービスも受けていないのにももらえなくなるというのは、あまりに理不尽だと思います。これについて不公平だと思いませんか。

○障害福祉課長 この福祉手当につきましては、もともと在宅のサービスがない時代に自宅で介護する家族の方に対する慰労金的な性質で支給を始めたものでございます。その後、障害福祉のサービス、それから介護サービス普及しまして、今現在そういった現物給付のサービスが増加している中の現金給付のサービスと重複をしているということで、ちょっとこちら市の財政的な負担も大きくなっているということで、見直しが必要かなと今感じているところでございます。ということで、今ちょっと過渡期ということもございまして、若干在宅のサービス、在宅で使っている方に限らず、サービス付高齢者向け住宅に入っている方も使っているような状態になっておりますけども、そういった持続可能な障害福祉サービスの制度を維持するためにちょっと見直しが必要ではないかと感じているところです。以上です。

○武藤 それでは、請願者が太田市長に手紙を出されているんですけど、その一部を御紹介したいと思います。6年前に自宅を売り、柏市内の有料老人ホームに入居しました。ところが、柏市は有料老人ホームに入居すると、本来1級身体障害者には障害者手当、月1万1,000円とタクシー券、基本料金のタクシー券の交付があるものが一切打ち切られてしまいました。老人ホームは全て身の回りをやってくれるというイメージは遠い昔の話で、今の老人ホームは配偶者を亡くしたり子供と同居できない事情があったり、老夫婦で将来不安を抱えている、まだ元気な人たちが大部分で、みんな住み慣れた自宅を売り、そのお金で見守りスタッフのいる有料老人ホームという賃貸マンションに引っ越したのです。生活形態は従来と全く変わりません。家族もなく、仕方なく家を売り、お金のかかる老人ホームに入った障害者に、諸手当を打ち切るのは弱い者いじめではありませんか。

家族なら無償でやってくれることも、老人ホームではお金がかかります。なのに、手当は打ち切られます。家族は、車を持っていれば乗せてもらえます。でも、老人ホームではタクシー券ももらえません。まるで逆ではないでしょうか。助けてくださいというものです。それで、今まで受けられていたサービスを、引っ越しをした

だけなのに障害の状況は変わっていないのにサービスが受けられなくなるんです。同じような施設、サービス付高齢者住宅に入居の方は支給されます。流山市、浦安市、君津市では有料老人ホーム入居者も対象にしています。実態に即して差別なく支給すべきと考えます。委員の皆さんには、ぜひ御自分のこととお考えいただいて採択をお願いしたいと思います。以上です。（私語する者あり）ごめんなさい。主旨3のところですね。ごめんなさい。

主旨3の中央公民館、アミューゼ柏、パレット柏に移動式ヒアリンググループを設置してくださいというものです。先ほど委員の皆さんにお配りしています写真があると思うんですけども、これが移動式ヒアリンググループ一式です。これを借りて会議室などにループを張るように準備をするわけなんですね。これを例えばパレット柏とかに行くときは事前に借りて持っていかなければなりません。そうすると、非常にこれ、これでも小型の移動式のヒアリンググループなんですね。なので、高齢者の方が借りられるのに大変重いですし、なかなか高齢者が運ぶのは大変です。聞こえが悪くなった高齢者が、社会参加をするためには、ヒアリンググループは重要な役割を果たします。今回も議場にヒアリンググループを設置していただいて、「傍聴席」と呼ぶ者あり）傍聴席、ごめんなさい。傍聴席にヒアリンググループを設置していただいて、利用された方がとってもよく聞こえたというような感想もいただいているんですけども、ぜひ積極的に近隣センターなどに配置をするということは必要だと思います。委員の皆さんも、ぜひ一度体験されることをお勧めしたいと思います。委員の皆さんが請願を不採択する場合には、ぜひその理由もお示しいただきたいと請願者の要望がありましたので、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○後藤 今55号の主旨1ですね、これを請願を受け付けたときに、サービス付き高齢者住宅はとか、いろんな施設との公平性というか整合性について、我が会派でも随分話し合い持ちました。しかしながら、何でしょう、新しい制度と古い制度が入り交じっちゃって、今それを整理する時期じゃないかなというふうに感じています。財源の話も少しありましたけども、障害福祉サービス利用者の増加に伴う財源の増大、数値化されたものってありますか。

○障害福祉課長 現物給付であります障害福祉サービスでございますけれども、平成28年度から市の支給金額といたしまして39億円でした。それが令和3年度、昨年度は約62億円に増大しておりまして、5年間の増加額が約23億円で1.5倍で、毎年4億円以上、障害福祉の現物給付のほうのサービスは増えている状態でございます。一方、柏市の福祉手当でございますけども、こちらは利用者が大体5,700人から5,800人で推移しておりまして、毎年7億5,000万円程度で、それほど変わっておりません。また、福祉タクシーにつきましては、2,700人から2,800人ということで推移しておりまして、昨年度、一昨年度はコロナのせいで大分5,000万ぐらいに減ったんですけども、それまで令和元年度まではおおむね9,000万円を少し超える金額で推移をしておりまして。ということで、毎年市の負担につきましては、国のほうのもちろん支出もございますけども、増え続けているという状況でございます。以上で

す。

○後藤 ちょっと一部聞き漏らしちゃったんですけど、障害福祉サービスの費用が平成28年といつでしたっけ。

○障害福祉課長 恐れ入ります。平成28年度が約39億円、「それは分かりました」と呼ぶ者あり）令和3年度、昨年度が約62億円でございます。

○後藤 そうすると、たった5年、6年ぐらいで1.何、2倍近く……

○障害福祉課長 1.6倍弱ですね。

○後藤 続けていいですか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）先ほど申し上げましたけども、新しい制度と古い制度が混在している中で、これは当然ここだけ切り取れば、寄り添って、これをそうしてくださいというふうに申し上げたいところなんですけども、多分この福祉とか介護の全ての制度を新旧一回全部出して、不必要なところはカットして、必要なところにきちっとつけていくというような全体的な見直し作業をしなければいけないのかなというふうに感じました。いかがでしょうか。

○障害福祉課長 後藤委員おっしゃるとおり、古い制度いわゆる現金給付、それから新しい制度いわゆる現物の給付というものです。どちらも膨らんでいるような状態になっておるところです。先ほど申したとおり、あとこの福祉手当に関しましては、所得制限なども入れておりませんので、そういった御本人の負担能力なども含めまして、あと繰り返しになりますが、市の持続的な給付を可能とするためには、やはりちょっと抜本的な見直しが必要かと思えますけれども、福祉手当に関しましては利用者の方も非常に多く、また金額もほかの市と、近隣市と比べますと多い状況でございますので、そこら辺の影響を考えつつ、また見直す場合の影響をできる限り少なくするようなことを考えていかねばいけないということで、ちょっと慎重な見直しが必要だと考えておるところです。以上です。

○浜田 主旨3のほうなんですけど、ヒアリンググループについてはもう数年、その前から厚生労働省のほうでも普及促進ということで関係省庁や各自自治体が情報共有など連携を図り、普及を進めることが重要であるという指針を出していることから、やはり自治体の実情に合った配慮というか、取組は必須であるというふうには認識はしております。公共施設においては、なかなかヒアリンググループの普及させることに関して困難があるというふうな、これは全国的な課題だというふうにも認識しています。いろんな御意見が論文などもあるのは拝見したんですけど、柏市として今の現状、どういった運用しているのか、または厚労省からの指針にもあるように、見直しをする努力をどのようにしているのかというところをお示してください。

○障害福祉課長 まず、広報に関しましては、一般的になりますけども、市のホームページ、それから障害福祉課の障害福祉のしおりというものを掲示するとともに、あといわゆる聴覚障害の団体の方に対してヒアリンググループを市で貸出しをしておりますということで御案内を差し上げているところです。また、広報に関しましては、せんだっての今回の議会で武藤議員から御質問いただきましたけども、もっと広く市民に周知を、お知らせをすることが必要と考えておりまして、広報かしわの

大型記事にヒアリンググループを掲載したいということで希望を出しているところでございます。あと使用の実績でございますけども、平成23年度から貸出しを開始いたしましたして、当初は1件、ゼロ件といったことで大変少なかったところでございますけども、やはり関係団体の方が使っていただくようになったということで、令和2年度の4件が昨年度は28件まで回数的には増加したところでございます、まだまだ少ないという御指摘はあろうかと思いますが。

あと先ほど携帯型といいながらちょっと重い機械というものを、1台しかなかったということがございましたので、昨年度さらに小さい携帯型、小型のヒアリンググループといいまして、ちょっと利用される人数は少ないのですが、持ち運びが簡便なタイプも購入いたしましたして、昨年度から1台を2台に増やしまして運用、貸出しを拡充したところでございます。また、少々長くなって申し訳ございません。この以前から御質問、議会で御質問がありましたけれども、今までですと平日に貸出し、平日に返還ということで対応していたものですから、週末に使う場合も金曜日に貸し、借りに来ていただいて、月曜日に返しに来ていただくというのは、ちょっとお手間を取らせていただいたところでございますが、この6月から平日夜間、土日も会館しております中央公民館のほうと連携しまして、そちらで貸出し、返却を行うこととして、取扱いを変えておるところです。中央公民館の貸出しが、昨年度の28件のうち21件が中央公民館だったということで、利用者の方の利便性もある程度図られたのではないかなと考えているところでございます。以上です。

○浜田 市として、非常にその取組は前向きにされているということは分かりました。その取組をスタートさせている段階にあって、やはり先ほど写真を武藤委員のほうからいただいて、私も移動式とはいえ非常に重くて大変だなということを実感、写真を拝見して実感したんですけれども、やはり種類等々もしっかりと検討しなきゃいけないんだろうなって一方では思いました。やはりその利用の頻度も高いところから、中央公民館での貸出しが28件中21件だったということをおっしゃっていましたが、そういう貸出しだとか返却を開始したばかりであって、開始したばかりというこの段階において、その多くの利用者さんの利便性の向上とか、そういったものを図るために、しばらく運用方法を継続しつつ、どのヒアリンググループを使っていくのか、どこに配置していくのか、ここ慎重に検討しなきゃいけないのかなというところは会派で出た意見でございます。以上です。

○末永 これ障害者の人というか耳が聞こえないという、高齢になると高い音が特に聞こえなくなる。私も5年ぐらい前に、四、五年前かな、障害福祉課の課長さんに紹介されて横浜の業者さんだったと思うけど、呼んで設置したんですよ。35万ぐらいかかったかな。35万じゃマイク使ってこうやるんですけど、アナウンサーのようなのつけて、よくもっているじゃないですか。それじゃちょっと駄目だと、ピンでできるやつといたら、部屋の中を全部天井にあるか下にやるかって、ループをということで、今は大体居間にいるからって居間に全部セットしたら、100万ぐらいかかりますと言われて、それも設置したんです、私の親族が。とても快適になって、

そのエリアだけできて、それでなおかつ車に持って、車の中でもちゃんと会話できるようにしたんです。

お金かけたんですけど、だからそういうものをすることによって、どうしても年を取ってきて耳が聞こえないと被害妄想になるんです、何か悪口を言っているんじゃないかとかなんとかって。それで認知になったり、いろんなことするから、大人が社会参画すれば、介護保険料だとか健康保険料だとか、そういうのをトータル的に考えると、私はうんと違うと思うんですよ。今これは文化施設はほとんど設置されていますよね、文化施設は一部、全部。私は、こういうのは柏市はどんどん設置して、もっと広げれるようなことすると、私はいろんな意味で障害福祉が、障害者の人がその人らしく地域で暮らしていけるようにするんだよ、法律で書いてあるの、そういうふうに。その人がその人らしく地域で生きていけるといふふうに、今じゃ生きていけないでしょう。誰か悪口言っているんじゃないかと思っちゃうじゃないですか。

だから、ぜひこれ積極的に、2台とかなんとか言わないで、予算つけてどんどん必要なところについてはつけたほうがいいと思いますよ。そんな大した金じゃないでしょう。これ1台、これは35万ぐらいかな、この機械は、100台使って幾ら。あと先ほどの建設会社、小学校の建設であなた6億何千万といったけど、70%といったら2億円ぐらい削減できるんだよ。それ何台買える。だから、そういうやっぱりそこは建設は建設でまた違いあるけど、ぜひ障害福祉課頑張ってください、渡辺君はあちこち回ってここに来たんだから、ぜひ力を発揮していただきたいと思うんですけど、いかがですかね。

○障害福祉課長 委員の御指摘のとおり、普及のほうを図り、図らせていただきまして、使用頻度が当然増えていけば、数も足りなくなるということは明白でございますので、実際利用状況、あとどういった機器が使われているのかということも調べながら、必要に応じて購入のほうを障害福祉課でも、行ってまいりたいと考えております。以上です。

○末永 そうですね、そうやってくれれば（「マイク」と呼ぶ者あり）議会でもちゃんと支援しなきゃいけませんから、分かりました。

○矢澤 福祉の予算、障害福祉のサービスのお金がたくさん使われているということ分かりました。高齢化の中で、ある意味じゃこの数字が全体、私まだ判断できていないから、これがどうなのかというのは一概に言えないけども、でもこれは高齢化社会の中で増えてくるというのは当たり前のところあるんで、これもっと国への要請も含めた取組をしなくちゃいけないなというふうに思っています。

あとヒアリンググループのことなんですけども、もう今生産とか医療とか教育とか、もう生活面でもこの10年だけ見てもすごく技術の進歩があって、私何かついていけないような感じもしているんですけども、福祉面でも例えば歩行困難な方がまちなかの、何か自動で動けるようなもので動いていたり、もう本当に障害者の方が社会生活の中でもどんどん、どんどん広がっていきえるようなところってあると思うんです。

ただ、耳の聞こえというのは必ずしも障害とは言えないかもしれないんだけども、高齢になれば誰もなる可能性というのはあるわけで、技術進歩の中で有効なものがあったら、より使いやすくしていくということを考えるのが、ある意味じゃ当然で、議会もそういうふうな方向で判断をしていくということで、ぜひ進めていっていただければと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

○委員長 まず、請願55号の主旨1について採決いたします。本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。挙手少数であります。よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願55号の主旨3について採決いたします。本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。挙手少数であります。よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、請願第2区分、今期定例会で受理した請願56号、生活保護利用者の改善についての主旨1から5を議題といたします。

本件について質疑があれば、これを許します

○後藤 主旨2ですけども、保護の決定は14日を待たず速やかに行ってくださいとうことですが、生活保護法になるんでしょうか、保護の開始というのは法律上どういう位置づけになっていますか。

○生活支援課長 生活保護法の中では、14日以内に決定しなければならない。ただし、扶養義務者等の、扶養義務者の資産の、資産及び収入状況の調査に日時を要する場合は、その他、すみません、日時を要する場合、その他特別な理由がある場合には30日まで延ばすことができるという形に保護法24条でなっております。以上です。

○後藤 分かりました。多分この背景には、生活保護を受給する資格があるかどうかという十分な調査をするための期間だというふうに認識しました、うちの会派では。それを行わない場合には、そうでない人を保護対象にしてしまう可能性もあるということかなという解釈です。14日以内に、14日もしくは14日間の中で被保護者

たる方が困った場合、また30日の期間のときもそうですけれども、困った場合にはどうい制度があるんでしたっけ、社協か何かの制度ありましたよね。

○生活支援課長 今委員おっしゃるとおり、即お金、生活費がない方が生活保護の申請にいらしているんで、その間の生活費に関しましては、手持ちがない場合には社会福祉協議会の小口の貸付けをお借りして、初回の支給日にお返しするという形で対応しております。以上です。

○後藤 小口の貸出しのほかに何か衣服の貸出しとか、そんなのなかったでしたっけ。

○生活支援課長 衣服の貸出しとはないんですけども、あとフードバンク、食料に関してはフードバンクの活用等はさせていただいています。以上です。

○後藤 じゃ、14日以内にきちっと、見捨てるようなことがないような制度が整っているということですね、分かりました。以上です。

○小川 主旨1なんですけれども、請願の受付面接が短時間で終わること、またできるだけ相談室で対応するということは、本当にそうだというふうに思うんですけど、その相談される方の中にはちょっと注意しなくてはいけない場合とか、複数の目が必要な場合、またそういう人がいると思うんですけども、そういった場合にはどのような対応をされておりますでしょうか。

○生活支援課長 近年触法の方ですとか刑務所からそのままいらっしゃる方などもいらっしゃいまして、そこは差別するところではないんですけども、やはり職員、若い職員も多いこともありまして、いろいろな危険性がある場合にはカウンターでやっていただいたり、またDVや虐待等、本当に人と会うのもちょっと難しい方が一生懸命来られた場合などは、なるべく相談室、私たちの相談室2か所しかないんですけども、2か所含め必要があればほかの部署から相談室をお借りするという事も検討してやっております。以上です。

○小川 ありがとうございます。

○末永 生活保護で聞きますね。生活保護は、今までは保護を受けているとという差別的な見方もあったりしていたわけですけども、国もこぞって最近は権利だと、ちゃんと言いだめたわけですよ。自動車についても、本来なら持ちちゃいけないけど、通勤や医療機関に通う場合は特別の場合は認めることができるとか、あるいは2週間以内にやらなきゃいけない、保護の決定は。しかし、特別にある場合は30日以内ということなんだけど、柏市ではその2週間を超えて30日となっているのは何件ぐらいあるんですか。

○生活支援課長 申請に関しては、令和3年度で2週間を超えている件数、全体がすみません、約600件のうち約400件が2週間以上となっております。以上です。

○末永 その原因は何ですか。

○生活支援課長 1点目は、まず最初に訪問調査といって御本人のおうちのほうにお邪魔する形を取るんですけども、その日程調整に若干お時間がかかっている場合に2週間いかない場合と、あと一番多いのが年金調査ですとか失業保険の調査で

すとか、本来あるべき資産ですね、その辺りを調査せずに決定してしまうと、医療費等に10割負担かかってしまうので、そこの返還が生じてしまったりというリスクがありますので、そこを見極めながら決定させていただいております。また、職員の事務処理の時間にも差異がありますので、その辺りは極力速やかにやるようにということで、周知しております。以上です。

○末永 あれですよ、1人当たり40人を持つというふうになっていますよね。柏市の場合、そのケースワーカーは全て社会福祉主事の資格を持った者、または社会福祉士がやっているのでしょうか。

○生活支援課長 今ケースワーカー46名おります。そのうち社会福祉主事、今年移動してきた者、新規採用された者で、社会福祉主事の受講中の者が5名となっております。また、社会福祉士のほうは13名……すみません、ちょっと確認します。すみません、失礼しました。社会福祉士に関しましては15名となっております。以上です。

○末永 そうしますと、ケースワーカーの資格がなくてやっている人がいるんですね。いますよね。いますか。

○生活支援課長 現時点、4月の時点では5名、資格のない者がおります。以上です。

○末永 だから、資格のない人や本当に生活困窮してきて生活困窮自立支援法だとか、いろいろ難しいものいっぱいありますよね。今法律でホームレスもいた場合は、即確保してその人をホームレスのアパートを提供し、なおかつその人を生活保護や何か手続をしなきゃならないとまでなっていますよね。そのくらい今生活者については、生活についてはちゃんとしなさいと、確かに言われるように、2週間に財産は隠しておいて、会っていて医療費を10割負担、10割払わなくいいから、後でばれると10割負担になるわけですよ。そんなことがあるから、あるけども、それは職員がもっと要員を配置をして、40名じゃなくて1人当たり40名見るわけですよ、柏の場合は中核市だから。ほかは……（「80名、1人が80名」と呼ぶ者あり）1人110名じゃないよ。（「80名」と呼ぶ者あり）80人見ないよ、1人な。（「80」と呼ぶ者あり）80人。

だから、そういう人数まで決められているわけだから、それをやるのなかなかそれでも大変なんだけど、いろんなこと言う人もいるし、難しさあるけど、その生活保護を受ける、受けるというときのあれは、速やかに私はまず最初入る、やってあげる、やる、そしてその後様子を見ながら訪問調査もしなきゃいけないけど、それは1年間に何回か行かなきゃいけませんよね。だから、そういう調査を機敏にやって、もうちょっと効率的にできるように何かしていただいて、生活を支えてあげるということをしていただきたいと思いますよ。そこら辺どのように努力されていますか。

○生活支援課長 今委員おっしゃるとおり、速やかに決定することは所内のほうでも徹底していっておるところなんですけれども、調査時間の短縮ですとか事務処理

の効率化というあたりは知識の習得も含めて課内での研修等工夫しながら、極力早くできるように努めてまいりたいと思います。以上です。

○末永 ぜひ効率的に、今の状況じゃちょっと私も何回かあるけども、結構早くやっているとこもありますけど、ちょっと効率的にやられて、相談を受けて、受けた、受けたらすぐ調査員は調査へぱっと行ける、そしてその後にその人の担当を決めるとか、いうふうにしてもうちょっと機敏に最初のスタートの段階で調査を、銀行なんかのかけるのはすぐかけれるわけです、すぐ調査出て上がってきますよね。だから、なかなかそのところは郵便局はなかなか上がってこないということらしいんですけど、郵便貯金は調べられるのかな、あとは大体すぐ来ますよね。あとは資財が、財産がどのくらいあるかというのは調べるのに大変ところはあるけど、そこら辺はきちんと本人に申出して、もっともう少しスピーディーにやるようなことを私は努力していただきたいなと思うんですよ。一生懸命やられているのは知っていますよ。知っているけど、もうちょっと。

それで、部長、お願いがあるんですけど、やっぱり若い人がいっぱいいますよね。あれは無理、若い人貧しい人が、もう市の職員が入って2年か3年、5年ぐらいの人が悠々自適じゃないけど、独身でいる人が、貧しい人が、あるいは塀から出てきた人とか、いろんな人がいるわけですよ。そこを見るといったって見れっこないでしょう。やっぱりここは再任用だとか、あるいはもう50代の人が見たら経験できるとか、そういう人をスタッフは与える、ちゃんとする。三富君なんか、富勢の出張所の所長じゃないよ、本来だったら三富君なんていうのはあそこに、生活保護課に入れば全て分かっているんだから、もう顔見ただけで大体分かって、こうだあだあって引き出してできるような人ですよ。そういう人を配置して社会福祉士を持っているんだし、そういう人集めてぜひやっていただきたいんですよ。資格もない人がそんなことやっていたら、それはもう鬱病になっちゃうよ、職員が。生活保護が一番鬱病多いでしょう、心の病気が。それはそれが原因なんです。だから、もうちょっと職員を配置するに当たっては、もうせめて45歳以上の人、社会経験の少しある方、そうしないと、本当の貧しい人の気持ち分かりませんよ。ぜひお願いしたいんですけど、どうでしょうか。部長も退職したら、すぐ入ってくださいよ。

○保健福祉部長 お答えします。かつてやはり職員がまだ10年ぐらい前ですと、副主幹クラスが多い頃は、それこそ生活支援課も含めて役所全体がある程度経験のある職員が多かったですけども、今やはりそういった団塊世代なりが去っていく中で、御存じのように、柏市役所だけでなく、市の職員が随分若くなってきておりますので、委員さんおっしゃるとおり、その再任用の方のお力を借りるとか、そういったところをぜひ御協力いただければと、その際も一応御本人の御都合もありますので、あとはやはり今生活支援課とも話はしているんですけど、やはり福祉というと、どうしても専門的な知識が必要になりますので、異動に関してもやはりある程度長いスパンなり、ただそこでおっしゃっているのは若い職員いきなり充ててしまうと、やはり心身的なものもありますので、そこら辺はうまく職員、ケースワーカー等査

察指導員セットにして、なるべく習得がうまくいくように、来ているお客様にも御納得いただけるような知識なり対応図っていきたくて考えております。以上です。

○末永 その専門職的なことが必要ですよ。だから、部長、柏市役所2,700人の職員の中に、そういう資格持っている人や、それが生活保護課に行ってもいいよという人がいたらスカウトして、ぜひ人事課にお願いしてやっていただきたいと思うんですよ。生活保護課にいた内山さんも、一生懸命努力して社会福祉士まで取られた方ですよ。それ今税か何かにありますよね。だから、私は本人の希望で生活保護課へ行きたいというんですよ。そういうのをやっぱり福祉部長全部見て、貧しい人たち、あるいはそういう貧困な人たちをどう救うかということでは生活保護課は物すごく重要な位置ですから、ぜひそういう専門職を持っている方集めて対応していただきたいんですよ。部長が専門的な知識と言ったから、もう専門的知識を持っている人があちこちに、図書館に行ったりいろいろしているんですよ。それじゃ駄目でしょう。課長も一生懸命やっているけど、課長の席を脅かすような人がいっぱいあちこち、図書館に行ったりあちこちいるんですから、集めてぜひ市民の暮らしをレベル上げてくださいよ。お願いします。以上です。

○武藤 主旨1で、申請の受付面談は短時間で終わること、また保護の申請は個人情報にかかわることです。できるだけ相談室で対応してくださいということなんですけれども、今現在はどのような形で相談や申請を受けていますか。

○生活支援課長 今現在申請どのような状態、申請を受けて相談員なりケースワーカーなりが窓口で状況をお伺いしまして、必要書類と、申請意思がある場合ですと必要書類等のコピー等取らせていただいて、状況確認してこちら生活保護制度の説明をしてという順を追って、極力御本人に理解していただきつつ、極力短時間で終わるようにしております。また、相談室の対応に関しましては、先ほど同様、状況に応じて対応させていただいております。以上です。

○武藤 カウンターで、もう本当にお隣の声も聞こえちゃうような状況ですよ、今の状況という。それで、プライバシーというのが守られているんでしょうか。

○生活支援課長 内容によりまして、どうしても相談室が2か所しかありませんので、そこを空かせておいてカウンターでやるということではないんですけれども、使用状況に応じて、また先ほどお伝えしたとおり、本当に個別の対応が必要なケースに関しましては、生活支援課以外の相談室もお借りして対応するよう努めております。以上です。

○武藤 皆さん、やはり生活保護を受けようと思うと、なかなかやっぱりバッシングとかもある中で、受付、申請するとか相談に行くのもちゅうちょしてしまうという状況なんですよ、皆さん相談に行くというときに、それでやっぱりお隣の声が聞こえてしまったりとか、そういうことというのは本来ならばやっぱり相談しづらいし、本当のことをお話しするというのがなかなか困難というようなこともあると思うんですよ。なので、ぜひ相談室が2か所しかないということなんですけれども、それだったらもっと何とか工夫して、そのプライバシーが守れるような、

例えばつい立てを顔見えなくするようにするとか、声が聞こえないようにするにはどうしたらいいか分かんないですけど、ちょっとその辺もよくお考えいただいて、いいアイデアがあれば、そういうようなことをぜひ実現していただきたいなと思います。

それで、時間なんですけど、大体私も一緒に相談者の方と窓口行くんですけども、行ったときに、まず相談ということでお話をして、それからじゃ申請しますということになると、また申請ということで、同じようなお話を2回そこでお話ししなきゃいけないというような状況もあるんですよ。そうなったときにも、本当に午前中いっぱいかかってしまうとかそういう状況があります。やっぱりそういうところで具合が悪いとか、そういう方もいらっしゃると思いますので、ぜひその辺のところは時間短縮ということをやっぱり頭に置いて行っていただきたいと思います。

あと先ほどから保護の決定、14日を待たずにとということなんですけれども、14日の間どうするんですかということで、先ほど後藤委員のほうから質問ありまして、社協でお金借りられますということだったんですけど、大体幾ら借りられるんですか。

○生活支援課長 社協の小口の貸付けは2万円になっております。以上です。

○武藤 2万円で2週間というのは、やっぱりぎりぎりじゃないかなって思うんですよ。30日もかかっちゃったらどうするんですか。

○生活支援課長 個々の所持金の状況等もありますので、もちろん所持金が1万円あります、2万円あります、全くありませんという方それぞれなので、その方々の状況に応じてきちんと対応するように職員のほうも努めております。以上です。

○武藤 お金がなくて、どうしようもなくなってやっぱり相談されるという方が多いと思うんですよ。なので、ぜひその社協で借りられるといっても2万円しか借りられないので、その辺のところはきちんと考慮していただいて、やはり短時間で14日待たずに速やかにというようなことを行っていただきたいなと思います。それから、これ主旨3というのはもう決まっているというか、実行されているので、特にいいんですよ、採択されるんですか。

○委員長 採択かどうか、自分に聞かれても、それ自体……

○武藤 だから、なしでいいんでしょうかね。（「いいと思います、なしで」と呼ぶ者あり）じゃ、主旨4で、熱中症対策でエアコンはどうしても必要です。しかし、電気代が心配でエアコン利用をためらっています。電気代を心配しないでエアコンを使用できるように、市独自の補助制度をつくってくださいという請願なんですけれども、新型コロナウイルスの感染症対応地方創生交付金、まさにこれコロナ禍における原油価格とか物価高騰の対応分ということですので、生活困窮者や低所得者に対する給付金、生活者に対する電気、ガス料金を含む公共料金の負担軽減に活用できるものなので、ぜひ柏市としてもこの対応していただきたいと思い、まだ11億あるということでしたので、ぜひ活用していただきたいと思います。

主旨5の電気用品は、長く使用していると必ず故障します。しかし、修理のため

の費用は生活保護費から出ません。一時扶助などで支援してくださいということなのですが、今電気用品が壊れた場合というのは、どうしているのでしょうか。

○生活支援課長 電気用品は、そもそも生活保護の対象用品、支給の対象用品になっていませんので、修理に関しても一般家庭と同様に臨時的な出費ということで、御本人方の預貯金の中で補っていただく、またはない方に関しましては社会福祉協議会のほうで必要な費用の貸出しができるということになっていきますので、そちらのほうで対応していただいています。以上です。

○武藤 電気用品が対象になっていないというお話なんですけれど、もう既に電気用品が生活必需品というふうに、もうなくてはならないというのがたくさんありますよね。そういうときに冷蔵庫ですとか洗濯機ですとか、やっぱりそういうものを故障した場合にお金がない、貯金してくださいといっても、なかなか貯金ができる生活保護費ではないですよ。そういう中で、どうやって貯金をするのか、また借金して社協からお金借りて、故障した場合にそちらに回すということになれば、それはいずれ返さなきゃいけないわけですよ。そうすると、月々の生活保護費を削って何とか返済していくということになりますので、結局生活必需品というようにお考えいただいて、ぜひ一時扶助で支援する必要があるのではないかと考えますので、ぜひ委員の皆さんの賛同をお願いしたいと思います。以上です。

○福元 まず、主旨3と4でエアコンの話についてです。主旨3につきましては、前議会で採択されたということで、今の状況はどのような感じでしょうか。

○生活支援課長 現在6月1日から周知を始めているところなので、まだ実質決定まで至ってはいないのですけれども、実際に手続方法とかを訪問して御説明させていただいていますので、約半数ちょっとで6月中に全件回る予定となっております。以上です。

○福元 たしか記憶で前回400万円ぐらいの見積りというふうに記憶しているんですけども、この辺りは大体ずれがなくというところでしょうか。

○生活支援課長 前回お伝えしたとおり、予算では当初53世帯から入院からおうちに戻るとかという方も増えまして、今対象者が57世帯となっております、皆さんがおつけになったとして約450万弱となっております。予算のほうは450万弱となっております。以上です。

○福元 ありがとうございます。では、予定、予定どおりというか見込みのとおりで進んでいるということで、主旨3につきましては大体理解しました。

では、主旨4のほうですけれども、こちらにつきましては前回も同様の内容があったかと思うんですけども、前回もちょっと聞いたというか触れた次第なんですけれども、近隣市の状況を前回のときも伺いましたけれども、例えばそのときからまた動きがあった近隣市があるとか、そういうのも含めて近隣市の状況をお聞かせいただけますか。

○生活支援課長 前回同様、光熱水費と電気代等に関しましては、市単独で扶助をしている、また扶助を予定している市町村はございません。以上です。

○福元 ありがとうございます。前回同様ということで、ちょっと判断の材料にしたいと思うんですけども、この先というか、前回もお聞きしたようなことにはなるんですが、どういう方向で取り組んでいくとか、対応としてどういうことを考えていますかね。

○生活支援課長 現在生活保護費の電気代に関しましては、生活保護基準の生活扶助に含まれているというところで、国の生活保護基準部会というところで、現在見直しが行われているところがございます。その中では、コロナ禍における影響も加味して検討しているということで、国のほうで出ておりますので、その動向を注視しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○福元 ありがとうございます。そうしましたら、主旨5につきまして伺います。こちらで電気用品ということであるんですけども、電気用品となるとここでは生活保護というところで書いてあるんですけども、生活保護を受けていらっしゃる方とかでも、何か困ることはあるんじゃないかなという、そういう相談とかというのは支援課のほうかどうかはあれなんですけども、そういうお困り相談とか、そういったことは入ってきていますか。

○生活支援課長 こちらの窓口のほうにも、単発での相談というのはやはりありまして、どうしてもこの部分だけお金が足りないとか、すみません、ちょっと冷蔵庫が壊れちゃったの買えないんですけどという相談はすみません、ないんですけども、困窮相談の方では、やはり電化製品が買えなくてという相談はまれに受けることもあるんですけども、そうしましたら社会福祉協議会の貸付け等を御案内している形となっております。以上です。

○福元 ちょっと主旨5は、急に何か電気用品ということを書いてあって、ちょっと電気用品と書いてもいろいろ幅広いのかなというふうに感じますし、唐突だなんて感じますし、別に電気用品に限らなくても、ほかのことでお金が必要などきには出てくるのかなと思ったり、いろいろちょっと主旨5を見ていて私はちょっと感じている次第なんですけれども、そうですね、状況を見て、いろいろと市民の生活はコロナもありまして、いろいろ日々変わっていると思うので、一番近いところで相談を受けている担当課としてしっかりと聞いていただけたらと思います。以上です。

○日暮 相談に来る方の動向というのは、どんなものなんでしょうか、増えているとか減っているとか。

○生活支援課長 今コロナ禍になりまして、令和3年の後半から4年にかけて少しずつ微増している状況であります。また、相談に来る方、高齢者の方が約半数を占めていて、そこは横ばいなんですけれども、やはり失業者、失職、減収者の方の層が若干増えております。以上です。

○日暮 相談に来る方も、いろんな事情があって来るんだと思うんですね。じゃ、今日はこの席上で教育長とか学校教育部長がいらっしゃるんで、私は3月議会でも教育委員会の方にお願したんですけど、今年から高校では家庭科の教室、家庭科の

中でお金に関することを教えますよね。それで、何ていいますか、日本の中ではお金のことというのが、家族でも友達でも地域でもあまりしないんですよね。だけど、外国では子供のときからお金のことについていろんな指導しているというんですね。ぜひ今年から高校でも学校でも教えるということですから、できましたら小学校とか中学校の頃からお金のことについては一生のお金の、大体人間というのは小学生から中学生、高校生と大人になるとか、みんなお金を使う時期とかいろいろ分かりますよね。そういうことを教えていただいて、自分で、みんなが自分で自分のことを若いときから、健康なときから準備しておく、そういうような習慣も日本ではつけていっていただきたいと思うんですね。教育の場からも、この点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○後藤 すみません、先ほど聞けばよかったですけど、ちょっと聞き忘れちゃいまして、主旨2のところ、生活保護の決定に時間がかかるのは、さっきのやり取りでもありましたけど、収入等の様々な情報収集に時間を要すということですけど、これこの時間を要すってどれぐらいかかりますか、この収入を把握するというのは、様々だと思ひますけど。

○生活支援課長 早いところで約10日ぐらい、その後大体2週間前後がやはり多くなっているんで、それを待って決定すると大体十七、八ぐらいの日数がかかってしまうことがございます。以上です。

○後藤 マイナンバーカードの普及、今進めていますけど、例えばマイナンバーカードを持っている方っていました、今まで保護申請で。

○生活支援課長 すみません、ちょっと何割ぐらいというのは出してないんですけども、若い方ですと、所持している方もいらっしゃいます。

○後藤 そうすると、そのマイナンバーカードを持っている人に関しては、期間がどのぐらいだったとかというデータありますか。

○生活支援課長 すみません、マイナンバーカードを持っている方に関しての決定期間というカテゴリーでは、すみません、統計は出してないんですけども、情報連携を使つての調査が可能な方に関しては、情報連携も活用していつているところでございます。以上です。

○後藤 じゃ、データが今手元にないということですから、マイナンバーカードを持っている方の申請期間がどのぐらいなのか、平均ね。もし示すことができるデータがあれば後日お示しくください。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。これより順次採決いたします。

○委員長 まず、請願56号の主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よつて、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願56号の主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願56号の主旨3について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願56号の主旨4について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願56号の主旨5について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査を終了いたします。

この際、お諮りいたします。採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することの取扱いは委員長に一任願いたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたしますが、報告に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

休憩します。（「やっちゃんおう」「お任せします」と呼ぶ者あり）しない。じゃこのまま継続しますので、じゃよろしいですかね。

○委員長 次に、専決処分についてを議題といたします。

50万円以上200万円以内の専決処分については、定例会中に開催される常任委員会へ報告することとなっております。

今回該当する専決処分がありますので、執行部からの報告を求めます。

それでは、報告をお願いいたします。

○教職員課長 よろしくお願いいたします。令和4年6月6日となっております。一昨年度田中小学校で卒業式の祝電を外に、密にならないように外に掲示しましたそれが風の影響で倒れてしまい、足に当たってしまったということになっております。この影響で、傷害慰謝料、後遺症慰謝料等が高額になってしまい、この値段になっております。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 本件について質疑があれば、これを許します。

○末永 和解したの。和解報償ないけど、これに書いてないけど。

○教職員課長 昨日振り込んだということになっております。（私語する者あり）すみません、金曜日に金額を振り込みました。

○委員長 マイクお願いします。

○末永 もう終わったんじゃないの。（「まだです」と呼ぶ者あり）

○委員長 マイク必要です。

○末永 高額の保険金が入金される予定ですって、幾らなの。

○教職員課長 51万7,310円が総額になります。

○末永 そうすると、51万だから50万以上だからという意味、それともどういう意味。

○委員長 50万以上だからということですよ。

○教職員課長 はい、50万以上だからということで報告しております。

○末永 そうすると、この和解はどのような和解をしたの。

○委員長 どういう和解ですか。

○末永 要するに何を聞いているかというのと、何もこれで分かんないじゃないの、これじゃ。双方で示談が成立したと書いてあるんだよ、後遺症、後遺傷害、慰謝料を支払うことで示談が成立した。その後遺症では払ったけど、それ以外のものは何かあるの。治療費や通院交通費等のほかに後遺症、傷害慰謝料を払うことで示談が成立した。それが51万なの。

○教職員課長 治療費、細かく言いますと治療費が3万2,360円、通院交通費2,250円、その他費用、診断書等です。1万6,500円、傷害慰謝料14万6,200円、そして最後に後遺症傷害慰謝料32万円、合計51万7,310円となっております。

○末永 だから、そういうことを出した理由を概算幾らで、それは50万以上だから載せますよというのを出さないとき、これじゃ何か隠蔽して、何か隠蔽するため一部だけ削って取ったようなことを書かないでいただきたいね。ちゃんとしっかり、こういうわけがこの金額かかって幾らかかって、50万以上だからしますよと、専決しましたよというふうにしないと、隠蔽式で51万、後で困るから51万って、こういう何か分からないようなことを出さないで、きちっと出せばいいでしょう。保護者というのは、6年生保護者というのは、6学年の保護者というのは、それで了解したわけね。示談交わしたんだから了解したんだらうけど、その示談書というのは間違いのない示談書、弁護士が入って書いたもの、福島さんが単独で書いたもの。

○教職員課長 弁護士は入っておりません。

○末永 じゃ、保険会社が入ったの。

○教職員課長 保険会社が入りました。

○末永 保険会社だから大丈夫と思うけど、ちゃんとやっぱりこれは正式な示談書というのは、以後一切について異議は申し立てませんとかいう項目が入らないと、後遺症をしたというんだから、何か中途半端なことをしないでいただきたいと思うんですよ、これは。6年生の子ですね、中学へ行くんだらうけど。（「保護者です」と呼ぶ者あり）保護者か、これの保護者ね。だから、きちっとそこで示談書をもうきちんとして、保険会社じゃなくて、きちんとした対応を役所らしい対応をちゃんとしてほしいんですけども、そこら辺大丈夫でしょうね。

○教職員課長 市長決裁を取っております。

○末永 違うよ、市長なんていうのは、市長なんていうのは、あなた、市長決裁といたって、市長はうんと言っただけでしょうよ。弁護士でもなきゃ、法律家でもなきゃ、そういう専門家でもないじゃん。そうじゃなくて、事務方できちんとして、以後の問題がないように、これは弁護士いるじゃん、柏市役所の中にも弁護士が、司法試験受かっただけだかもしれんけど、きちんとしたものを整えてやらないと、こういう種のものが必ず後で後遺症が復活しちゃうって、この示談書じゃ、もう一回復活、敗者復活ができるというふうになるから、ならないようにしてくださいねと言っているの、大丈夫ですね。

○教職員課長 今後しっかり対応していきます。

○日暮 私からも、今の件で末永さんと主張するのは同じなんだけど、きちんとしてこういうものやって弁護士いないということだけど、柏にも公証人役場ってありますよね。そういうところできちんとしていけば、判決出たのと同じだから、役所もしっかりと、後で問題ないように、しっかり考えてやってくださいよ、これは本当にちょっと何というか、余りにも軽い措置の仕方だと思います。

○委員長 答弁求めますか。よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。——なければ、質疑を終結いたします
以上で報告を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでございました。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

お諮りいたします。定例会と定例会の間に、執行部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会の日程、調査事項等につきまして正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては正副委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の教育民生委員会を閉会いたします。

午後 4時15分閉会